

平成25年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成25年9月9日（月曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1番 大池 俊子君	2番 三澤 一男君
3番 小林 武司君	5番 神通川 清一君
6番 宮澤 敏君	7番 竹野 園麿君
8番 柴橋 潔君	9番 中村 弘君
10番 大月 民夫君	11番 竹野 入恒夫君
12番 上条 浩堂君	13番 上條 光明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬 久君	副村長 中村 俊春君
教育長 山口 隆也君	総務課長 小野 勝憲君
税務課長 野口 英明君	住民課長 青沼 永二君
保健福祉課長 倉科 寛君	子育て支援課長 中村 康利君
保育園長 中村 清子君	産業振興課長 住吉 誠君
教育次長 根橋 範男君	

事務局職員出席者

事務局長 籠田 佐知子君

書記 児玉 佳子君

◎開議の宣告

○議長（上條光明君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者から欠席届が出ております。小口会計管理者は公務のため欠席、小林代表監査委員からは欠席届が出ております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（上條光明君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、大月民夫議員、竹野入恒夫議員を指名します。

◎一般質問

○議長（上條光明君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のために申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「スポーツ施設の整備充実に向けて」を質問してください。

大月民夫議員。

（10番 大月民夫君 登壇）

○10番（大月民夫君） 議席ナンバー10番、大月民夫です。

改めましておはようございます。本日は9名の議員が、村民の皆さんからの生活環境向上に向けた様々な意向を背景に、トータル20項目の行財政全般にわたる課題につきまして論議をさせていただきます。すべての村民に公平な見地で、それぞれの問題でより有効な村民益を見出せる方向を目指した論議の展開になりますよう冒頭お願いを申し上げまして、最初の「スポーツ施設の整備充実に向けて」の質問に入らせていただきます。

昨日の早朝、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定の心がときめく大きなニュースが日本中に響き渡りました。世界平和の象徴とも言えるスポーツの大イベントが、名実ともに実践できるすばらしいオリンピックになることを大いに期待したいと思います。

同時に、東京に招致決定を機に、特に子供たちには大きな目標を掲げながら各種スポーツになお一層精進する機運が著しく高揚すると思われれます。あらゆる面で行政運営面においても最大限の応援をしていかなければと思われれます。

それでは、質問要旨に入ります。第5次山形村総合計画の前期基本計画第4章でうたわれております「次代を担う人と文化を育むやまがた」の中で、村のスポーツ施設はほとんどあきのない状態で利用されており、新たな施設の整備が求められている現状を取り上げ、主要施策として村民ニーズを踏まえ、新たなスポーツ施設の整備を図る指針が示され、実施計画にも盛り込まれ、数多くの関係者が大きな期待を寄せ、今後の進捗状況を注視しております。

そこで、現状での今後の展望をお聞きし、幅広い村民のパブリックコメントを受けられる土壌づくりの機会にしたいと思っております。

最初の質問は、現時点での村民の新たなスポーツ施設整備の待望ニーズをどのようにとらえておられるかお聞きいたします。

次に、実施計画では、柔剣道場を主体とした整備事業を、平成26年度を企画準備年度とし、平成27年度を事業実施年度とガイドラインが示されておりますが、前倒し・後倒しを含めた現状での推進見通しをお聞かせください。

3点目の質問として、事業に対する想定される補助制度による国庫支出金もしくは県支出金の見込みがありましたら概要をお聞かせください。

最後の質問事項といたしまして、末永く有効に活用され、山形村の活力をなお一層生み出す施設づくりのために関係者の英知をふんだんに結集する意味で、仮称ですが「新スポーツ施設建設検討委員会」を設立し、じっくり論議を重ねていただくことを望みますが、所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは、大月議員の「スポーツ施設の整備充実に向けて」のご質問にお答えします。このご質問は質問の相手が村長と教育長になっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私から第1回目の答弁をさせていただきます。

まず、現時点で村民の新たなスポーツ施設の整備の待望ニーズをどのようにとらえているかについてですが、本村はスポーツ活動が盛んな村であり、多くのスポーツ団体が各スポーツ施設などを利用して活発なスポーツ活動を展開をしています。また、近年、新しいスポーツ団体も増えてまいりました。

このような状況の中で、既存の施設の利用方法や新たなスポーツ施設の整備につきまして検討していかなければならないと考えています。

次に、柔剣道場の整備計画の現状での推進見通しについてですが、現時点での村の実施計画では、平成27年度から平成28年度にかけて整備をする計画になっていますが、今後の村の事業の優先度や財政計画などと照らし合わせていく必要があります。

次に、事業に対する国・県の助成制度の概要についてですが、対象面積などに制約はありますが、国から用地取得費を除く事業費の3分の1の補助があり、補助金を除いた事業費の75%が起債の対象になります。

最後のご質問の建設に当たっての検討委員会の設立についての所見ですが、建設に当たっては村民の皆さんのご意見を十分に聞きながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） ただいまの答弁で今後検討をして、方向性としたら27～28年くらいを目安にいろんな面でご検討いただける、大枠にそんな答弁と解釈いたしました。

ここで現状の柔道並びに剣道の活動状況をご指導いただいている先生方にお話をお伺いしてまいりましたので、まず概要だけ紹介させていただきます。柔道につきましては現在生徒数は子供さんが約45名、大人の生徒さんを含めると50名以上の皆さんが基本的には週3回練習に励んでおられます。3回のうち2回はトレセンを使用させていただいておりますが、トレセンの使用キャパの関係もありまして、もう1回の練習は近隣の村外の施設を使用料をお支払いしてお借りして活動している、そういう状況だそうです。子供さんの送迎など保護者の皆さんには大変なご苦勞をおかけしている状況でございます。

剣道につきましては30名近くの小学生が週2回の練習、1回はトレセンで、もう1回は小学校の体育館を使用して懸命に練習を重ねておるようでございます。そのほか中学生も週4～5回、鉢盛中学の体育館で練習を行っております。

柔道、剣道、またそれに限らずそれ以外の各種スポーツも同様でございますが、当村は非常にすぐれた精力的な指導者の皆さんに恵まれておりまして、青少年健全育成推進の大きな原動力となっております。着実な練習の積み重ねによりまして、長野県でもトップクラスの子供たちがたくさん育っていることは、村民の多くが知るところ

であります。

今から4年ほど前ですか、新しいスポーツ施設の整備をお願いする嘆願書を村長あてに提出し、村の対応に大きな期待を寄せ今日に至っているのが現状の概要でございます。

以上の現状の概要、施設環境を部分的に検証してみても、十分とは言えない状況であることは歴然としております。また、青少年健全育成の面でも、また生涯学習の面でもスポーツ施設の利用キャパシティの範囲内で、それぞれの団体が我慢をしながらやりくりをしている現状から1日でも早く脱却すべく指針を打ち出していきたいと思っております。

そこで、今後の目標とするその辺の観点でちょっとご質問をさせていただきます。将来を見据えると新しい施設は特定のスポーツが効率よくできる施設を新設し、総合的にスポーツ施設の利用キャパシティを拡大する、これが1つの方向性であります。

もしくは各種スポーツに対応できる体育館のような多機能型施設を新たに増設しよう、そういう方向性もあるかとも思います。芸術や文化面も含めての複合的な利用可能な施設を目指すという方向もあろうかと思っております。

先ほど教育長の答弁の中で、国の助成ですけれども、面積によってというようなお話もあったものですから、今の段階でどういう施設を目指すかというのはもちろん明らかではないかもしれませんが、もしその辺のお考え、また面積等の内容についてもちょっといま一度ご答弁お願いいたします。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、大月議員言われるようにやはり現在私どもの実施計画で参りましても、用地抜きで3億円以上かかるという計算になっています。これに用地を加えますと4億円近いお金が必要になるのですが、やはり施設をこれからつくるといことになりますと、今、議員言われたように有効に利用される施設づくりでなければならぬと思っています。そうしますと、これからの山形村の青少年育成を含めたスポーツ団体の動向とか、それから近隣の市町村のスポーツ施設の設備状況などもちょっと研究をさせていただいて、研究をしていかなければならぬと思っています。

それと一番前提になるのが用地なのです。用地をどう確保するか、ここが一番問題になってまいりまして、現在実施計画で参りますと、この現在の実施計画は、今年度の実施計画は10月にまた長部局のヒアリングを受けるわけですけれども、その用地の問題をある程度解決しない限りは、これは前進していかない問題であると考えてい

ます。

特にその今度の既存の建物につきまして、既存の建物もそうなのですけれども、新しい建物になりますとやはりランニングコストであり、それから維持管理をどういうふうに持っていくかという、こういう問題点もあります。

なので、その辺を十分これから研究をしながら進めていくというのですか、検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 済みません、ちょっと今の再質問の中で国からの補助制度、面積によって違うというお話を先ほどおっしゃられたと思うのですが、要するに大きい、一定規模以上のものはもう少し補助が上がるとかその辺、今時点でわかっていることだけ教えていただいてもいいですか。

○議長（上條光明君） 根橋教育次長。

○教育次長（根橋範男君） 柔剣道場につきましては、含まなければいけない機能というのがありまして、談話室ですとかといったようなものを入れなさい。下限面積が550㎡で上限が2,100㎡、これを柔剣道場の補助対象面積にしますというふうにされております。補助率は文科省の補助ですので、ここは3分の1の補助になります。

次に、例えば多目的に使える体育館といったものの場合なのですが、これも補助率については文科省の補助で3分の1になります。ただし、ここはこの補助を受けて事業をする場合には、地域スポーツクラブが地域スポーツクラブの活動拠点というとならえ方になるものですから、クラブハウスの機能を備えなさいと。下限値は2,000㎡になります。上限値が4,000㎡ということで、地域のスポーツの活動拠点としての位置づけということになりますので、面積もそれなりに大きくなりますし、中に入れる機能もクラブハウスのものを入れなさいということですので、単なるアリーナというだけではなくて、いろんなスポーツ関連機能を備えなければいけないという考え方がございます。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） よく内容はわかりました。どちらにしてもその用地をどうするかという大きな課題もあるわけですけれども、とりあえず村にはスポーツ団体連絡

協議会という組織がありまして、それのもとに皆さんまとまって活動しているわけですが、その皆さんのこう意向を聞きながらどういうものを目指す。それでどのくらいの用地が必要なのか、そういう手順は今後どんなふうに進めるか、その辺をお伺いできたらと思いますけれども。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、根橋次長から用地の話をさせていただいたのですが、トレーニングセンターの体育館の面積は、あれは2,000㎡行かないです。ですから、今の国の助成でいきますと2,000㎡という1つの体育館についてはそういう基準が出ているわけなのですけれども、その辺も含めまして当然建設に当たっては先ほど私申し上げたように有効に利用される施設でなければならないということでもありますので、スポーツ団体連絡協議会も含めて各方面の方からご意見を伺いたいと思っています。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） ぜひその辺の聞き取りというか、そういうのはもう早いに越したことはないものですから、できるだけ早目にスタートをしていただきたいと思えます。27年から8年、まだ2年後というような形、またそれもまだ具体像が出ているわけではない段階ではございますが、できれば柔道の方も剣道の方もそれ以外のいろんな団体の方、ある程度将来いつぐらいは何とかという見通しが立たない状態でやりくりしているというのは非常に士気が上がらない、上がらないというか、その辺のちょっとリスクになっているような気もしないでもないですので、できるだけ早目に皆さんのご意向を聞きながら、将来的にこういうものをつくろう、その辺を明確にさせていただくようなお願いをまずしておきます。

最後に、今年の2月にとり行われました保育園の竣工式の際でございますが、セレモニーの中で園児の皆さんが大きな声で「立派なきれいな保育園をつくってくれてありがとう。みんなで大事に使います」、短い言葉ですが一斉に語ってくれたときには一瞬胸が熱くなる思いがいたしました。どこのご家庭でも親は少し我慢しても子供のためには精いっぱい力を注ぎ込むのが心情であります。

村も未来に羽ばたく子供たちが思う存分チャレンジできる最大限の環境整備に厳しい財政状況ではありますが、なお一層ご尽力いただくようお願い申し上げます。もしできましたら最後に村長のその辺の今後の思いをお聞かせいただいて、こ

の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 百瀬村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大月議員のお気持ちは十分わかっております。私も10月から始めます実行計画のヒアリングを受けながら、財政の話も検討しながら、早くそういうような形の実現できるようなスケジュールをお見せ、お示しできるような形にしていきたいという思いでありますので、大月議員の提案に基づきまして鋭意努力をしていきたいと思っていますので、そんな気持ちをお伝えします。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月議員。

○10番（大月民夫君） では、この質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「区・連絡班加入金の全村的な検証論議を」について質問してください。

大月民夫議員。

（10番 大月民夫君 登壇）

○10番（大月民夫君） それでは、次に「区・連絡班加入金の全村的な検証論議を」についての質問に入らせていただきます。

長野県77自治体の中で総面積が2番目にコンパクトな山形村ならではの特色は、村民と行政の距離が近く、村民一人ひとりのニーズへのきめ細かな対応や村民パワーの結集により効率的な自治体運営がしやすい村と言えそうです。

しかし、残念ながら近年、区・連絡班未加入世帯の増加で、ニーズの把握やパワーの結集にほころびが生じ始めていることは、何とか歯止めをかけなくてはなりません。

今回は区・連絡班加入の受け入れ側の見地での是正措置に絞って論議を行いたいと思います。地域のきずなの貴重さを感じ、連絡班加入に踏み切ろうとした世帯が、高額な加入金に思わずしり込みをし、ちゅうちょしたお話をお聞きいたしました。昨年度実施した未加入世帯へのアンケート調査結果でも、未加入理由に加入金の高額を上げた世帯が31%を超えておりました。

区・連絡班内の自治運営に村が介入することは不適切ではありますが、過去に連絡班内で資金を出し合って建設した集会施設の財産価値を算定して、延々と新規加入者に加入金として請求するシステムがまだまだあるようです。全村的な検証論議が必要と考えます。

そこで質問いたします。

最初に、区・連絡班加入補助制度について、近年の活用状況と補助金額別分布状況を伺います。

次に、昨年度実施いたしました未加入に関するアンケート集計結果は、どのように公表し活用されたのかお聞かせください。

最後に、集会施設分担金について、村としての参考指針を示す協議を区長の会等で推進することを望みたいと思いますが所見をお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 大月議員の「区・連絡班加入金の全村的な検証論議」についてのご質問にお答えします。

未加入の件につきましては、個人の事情もあろうかと思えますけれども、村長といたしましては全区、全連絡班の方につきましてみんな加入していただき、山形村を元気にしていただきたいというふうに思っております。

具体的な数値を申し上げます。まず1番目の近年の活用状況と補助金額の状況のご質問ですが、平成24年度連絡班加入の補助金は上限3万円の申請が3件、1万5,000円の申請が2件、1万円の申請が1件、1万円未満の申請が1件の合計7件でした。

区への加入補助金は上限3万円の申請が7件、1万5,000円の申請が4件、1万円の申請が1件、1万円未満の申請が1件の合計13件でした。合計は20件の申請がありました。

次に、2番目のどのように公表し活用されたかですが、特に公表はしておりませんが、昨年の区長の会におきまして報告をいたしました。また、職員の共通課題として情報を共有化させていただいております。内部資料として今活用をしていきたいと思っております。

次に、3番目の質問ですが、村として参考指針を示す協議を区長の会で推進したらとのことですが、区でも連絡班等未加入世帯につきましては最重要課題だと認識していると思えます。加入負担金につきましても検討してきた経過があります。各連絡班施設の状況もありますが、区長の会におきまして検討をしていきたいと思っております。

す。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 現状の加入状況で、今後また区長の会等で検討する、大枠そんなご答弁をいただきました。それで、まず村で統一指針を出したらどうかという、これ非常に難しい問題だとはもちろん思いますが、最近のあの実例なんかちょっと少しまず最初述べさせていただきたいと思います。

本当に集会施設の加入時の負担金については、置かれる状況で対応は様々だとは思いますが、各世帯で高額な資金を出し合いながら土地を購入し、集会施設を建設した経緯というのは非常に重く受けとめ、新規加入者に一定のご負担をお願いするという方向性は一応正当ではあるとは思われますが、中には建築後20年、30年、場合によつたらもっと古い施設でも、延々と加入金として集会施設分担金の要請をしているケースがまだまだたくさんあると聞いております。

本来30年、40年たつと施設の補修とか維持管理、そういった費用は当然発生するわけですが、それは連絡班内のすべての世帯で本当に均等を原則に対応することが筋ではないかと私は思います。本当に最近の事例です。本当に今年の事例なのですが、そこは建築後数十年経過して、途中補修をしながら維持している集会施設があるようですが、まさに今までの慣例で施設の現状での評価額を算定し、それを連絡班の戸数で割った金額を加入金として請求したようであります。請求する側も正直言って不本意の思いが非常に強いのですが、これまでの経緯から近年、例えば数年前とか同じように加入金をいただいているケースがあるものですから、公平性という面でどこかで打ち切るということができない。要するに今後もずっとこういう形でいかなければいけないという、それが実態のようであります。

そこの担当の方がおっしゃっていました。村でもし参考指針でも示してくれば、それをきっかけに連絡班で話し合うこともできるのですがという、そんなお話を聞かせてもらいました。区や連絡班の自治運営は実勢に任せ、村が無用に介入にすることは好ましくないと思うわけですが、村があくまでも参考にしてくださいという見地から一定の指針を示すことは、判断するのは自治組織の皆さんの決定になるわけですから適切ではないかと考えます。

その面で代表的なのが新生活運動推進要綱ではないかと思われまます。時には見直しを変えながら確立してきたこの要綱は、現在葬儀、法要、病氣見舞い、出産祝いなど

山形村の統一指針として定着し実践されております。区や連絡班の加入金についても施設の建設費の返済中だったり積み立て中だったりする特殊ケースは除き、極端なアンバランス状況を一刻も早く脱却する指針の検討をいただきたいと思いますが、区長の会でその辺の内容も踏まえた検討をいただけるかどうか、確認の意味で質問させていただきます。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） まず連絡班の加入金のことにつきましては、過去に連絡班の班長さんたちに減価償却の部分でお示しをした経過がございます。その後、それぞれのところでもって相談に来た経過がありまして、それによって減額をしたという、それぞれの集会施設もございます。

私どもの資料といたしましては、各連絡班でお持ちの集会施設の負担金がどのくらいかというデータはちょっと持ってはおります。その中で確かに言われるとおりに高いところから低い、低いというかあまり高くないところまであります。その中で見ますとやっぱりその連絡班によって下げてきたという経過があります。ですので、やはり言われるとおりに30年もたったものが、30年前のまんまの負担金でいいのかというのはやっぱり疑問に感じますので、どこかの段階ではやはり不公平さはあるかというふうに思いますけれども、減価償却という面から言ってもやっぱり下げていくべきだとは思っています。

こんな資料もありますので、区長会におきまして、こんなことでもってちょっとお示しをさせていただいて、また減価償却の計算も私どもの方ありますので、随時受け付けもしますので、そんなぐあいでもってちょっと区長の会ではちょっと相談をさせていただいて、また区長の会でそれぞれの区長さん、持ち帰っていただいて、各区の評議員とかかけていただいて、ぜひ入る側が入りやすい条件を整えていただくということが大事なというふうに思いますので、そんな観点からぜひ私どもの方も積極的に区長の会の方に相談をし、なるべく指針と言えるかどうかわかりませんが、お示しできるものについてはお示しをしていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） 非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。私、今回は区や連絡班に入らない方、その方をこう責めるのではなくて、要は受け入れ側がもうちょっと入りやすい環境、それに向けて努力しよう、そんなことを主眼に

質問させていただいているわけです。

それでもう1点、例の加入金時の補助制度について少し提案も含めてお話しさせていただきますのでご意向をお聞きしたいのですが、現状のシステムは集会施設分担金に限り補助率2分の1、限度額3万円となっておりますが、集会施設分担金が不要な連絡班も相当数あると思われます。そのようなケースの場合、各連絡班の年間運営費というのは、拠出金というのは当然あるわけですが、それも対象とする緩和を検討してみてもどうかと思います。

区や連絡班に入っていただく方全世界帯にある程度その入るときには助成する、そういう姿勢というのは、加入を考えている方に対して軽く肩を押す、そんな効果もあるのではないかと思うのですが、その辺の補助制度の緩和という検討をしてみてもいいか、そんなことに対しての所見をお伺いできればと思いますが。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 私どもの制度につきましては、あくまでも連絡班に加入というその促進をする意味での補助制度でございます。今度自治組織というものに対してということになりますと、その辺にちょっと違和感があるのかなという気はいたします。

1つの問題として、自治組織と連絡班組織とのいわゆるその辺の複雑な入りみだつたものについての考え方がひとつ整理しなければいけないのかなというのがあります。すぐここでもってできますとはちょっと言いがたい部分があるのかなというふうに思います。あくまでも自治組織へのことになりますので、その辺は行政側としては慎重な考えをしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） その件はわかりました。一応そういう意見もあるということでご検討いただければと思います。

それで、昨年行われました未加入世帯のアンケート結果、やはりこれ、そのままストレートに全村民に公表するというのはちょっといかがかなと私も思いましたので、それなりに活用する。これはやはり今後もあのデータというのは私はすごく重いとしますので、いろんな面で活用していただきたいと思います。

内容は回答がたしか153世帯、それで未加入というか、要するに加入しない、その辺の理由というリストがあつて、これが私は一番大きいと思うのですが、一番大き

いのは加入しなくても不自由を感じない、これがたしか56%、もう1つが役が多くて時間が縛られる、38%。その後、加入金が高額である、これが31%、トップスリーはこの3つだったと思いますが、この後若干この辺に向けてのお話をさせていただきたいと思います。

まず、役の件ですけれども、行政サイドとして各連絡班にお願いしている役員というのは整理してみますと連絡班長、交通安全強化役員、健康づくり推進員、この3つではないかと思えます。それ以外は公民館、JA、学校、その他地域の団体であります。それぞれ効率化を目指した論議を重ねていく必要はあると思えます。

そういったことで、こう役は嫌だなという話もあるのですが、役員になって最初はこう嫌々やったのですが、そのうちに地域の皆さんからいろんな新鮮な話が聞ける機会として位置づけが変わって、今は積極的に楽しくやっているというそういう方が本当にたくさんいらっしゃるということをこの場で皆さんにこう訴えたいと思えます。

役員に関しては、これは私の所見を申し上げただけのものでありますから、特に答弁は必要ございません。

それで、不自由さを感じないというその辺の件で少しお話しさせていただきたいと思えます。まず以前はみんな連絡班を何々常会と呼ばれていましたが、今何々連絡班と呼び名を変えて久しいわけですが、どうも連絡班と言われると行政サイドにおける単なる連絡組織の色合いが非常に強くなりまして、各連絡班の特色を生かした独自の活動が薄らぎ、事務処理優先の受け身だけの組織に変わってきているのではないかとこう危惧を訴える住民の方が相当数いらっしゃいます。

時代の流れでやむを得ないと言ってしまうかもしれませんが、昔の何々常会に呼び名をいま一度戻して、地域コミュニティの原点とも言える近隣組織の日ごろの助け合いや災害時の支援体制等に絞って重点的に見直し、受け身からどンドン情報発信できる組織に変わっていくことができれば、逆に区や連絡班に入らないと大変な不自由さと不安感を感じるとも言えます。

そこで、常会から連絡班に切りかえた経緯、また意図、その辺について当時の状況をもしご教示いただければ、どなたでも結構ですのでお願いしたいと思います。その辺、議長、お取り計らいをお願いします。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 当時50年代の後半かというふうに思います。村の中では行政区画及び連絡班の区域設置の規則というのを設けてございます。その中で行政区

につきましては6区、それから連絡班と、名称は別紙というようなことになってきて、そのときにいわゆる常会というものと、それから行政側がお願いをする関係の連絡班と2つが存在したのかなというふうに思っております。

言われますとおりどういう意義づけがあったり、どういう違いがあったりというのが非常にちょっと実は難しい話かというふうに思います。近村の分についてちょっと視察をするようになってきておりますが、やはり一番いいものにつきましてはやはり個々のコミュニティ組織、常会という呼び方がいいのかどうかは別としても、そういったものが独自でもって活躍、活動していただくことが一番かなというふうには思います。

言われますとおり役員の問題もありますし、また何を行政がそこに求めているのかという問題も出てくるかというふうに思います。名前自体が連絡班という名前になっていると、名前だけとらえると、やはりこの連絡さえしていればいいのかなどという感じはいたしますが、その中にいわゆる昔の常会というものも行政としては求めているというのは裏側にはあるかというふうに思います。この辺の名前につきましても一長一短にさあというわけにいきませんけれども、あわせてやはり検討して、ほかの例えば市村、できれば町ぐらいがいいかと思うのですが、そういったもののいわゆる未加入ではなくて自治組織というものについて、ちょっと視察なり検討する意味で行くように今計画をしているところですので、そんな事例を見ながら一緒に区長の方とも考えていきたいというふうに思います。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） いろいろ課題はあるわけですが、これに関して本当のすごい先進地というのはなかなか私もあまり聞いたことがないものですから、いろいろ課題はあるのですが、山形方式でいい方向を目指していただければと思います。

それでは、終わりにこの質問の総括的な意見をちょっと述べさせていただきます。行政サイドの思いを最後にお聞かせいただければと思いますので、お聞き取りいただきたいと思います。未加入理由の3本柱に沿って述べさせていただきます。

まず未加入理由のトップの入らなくても不自由さを感じないという考え方についてですが、平穩無事なときには実感がないかもしれませんが、いざ大災害や大事故を想定した場合、自らの家族だけが助かればいいのかという考え方に置きかえられるような気がしてなりません。連絡班組織は緊急時を想定し、だれがどのように行動するかななどをメインにシミュレーションを明確に設定し、班内のすべての世帯に絶えず意識

統一を図ることを積み重ねる組織改革を進めていけば、班に加入していないことの怖さとか不自由さが歴然と明らかになると思われます。

次に、2番目に多く上げられました役が多くて時間が縛られるの件ですが、方向性としては現在の各種組織で運営方法のスリム化を図るにはどんな方法が適切かの論議に期待はいたしますが、家庭内においても勤務先においても、それぞれの個性を生かしながら業務分担をして効率よく進められております。生活基盤をしている地域組織も全く同じ原理だと思われます。何をやるにも企画から準備、片づけ、そして反省会と下働きをする人材がいないと何もできないということを冷静に見つめてみる必要があると思われます。

最後に、今回集中的に論議させていただきました高額な加入金についてであります。山形村に新たに生活基盤を構えた世帯が、住む場所によって加入に伴う条件が大きく異なるという現状は、加入する皆さんの立場に立ちますと、なかなか理解を得がたい事項であります。極力アンバランスを是正する全村的な論議に期待をし、また行政サイドとしても新規加入世帯にはできれば漏れなく支給できる補助制度の緩和の検討をいただきたいと思ひます。

最後に、今後新規に山形村にお住まいいただく皆さん並びに現状未加入の皆さん、また過去には加入していたが今は加入していない皆さん、それぞれですが、加入条件のハードルを下げる努力をし、入っていないと困ってしまうと思っただけのような組織にしていくことが、加入受け入れ側の大きな課題だと申し上げ総括の意見とさせていただきます。

行政側で所見をお伺いしてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 答弁は村長、よろしいですか。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今の質問でありますけれども、私も村長になる前に未加入の問題について最重要だというようなことをいろんな人から言われていまして、考えてきたことのポイントの1つの中に、住民の生命と財産を守るのは村長の仕事ですと、こういうようなことを言ったときの1つの解はやはり災害時の生命の安全と、これが一番だというふうな形で話をしてまいりました。

やっぱり一番大事なのは地元の人たちのコミュニケーションであつたり、常会であつたり、そういうような形と行政がつながっていかなければいけないというふうに思っておりますので、やっぱりいざ災害になったときに隣の人がいなかったと、それを

だれも気づかなかつたと、そのような形でなるという可能性は連絡班に入っていないということだけでも十分考えられるわけでございますけれども、そういったところの理解をしていただいて、私たちが先ほども申しましたけれども本当に全員が連絡班に入り、区に入ってもらいたいという思いを持っているものなので、そういった災害の対策というようなことの1つの方法として訴えていくという形が1つあるかなと思いますし、また役につきましても先ほど大月議員が言われましたとおり、その役をやることによってその地区を覚えたり、人を覚えたり、私は役というのはいい人材育成のというか、いい勉強をする方法だなというふうに自分は思っていますので、私は積極的に役をやりたいというふうに思う方の1人であります。

やはり順番で回ってくる役であっても順番のおかげでやるわけで、それを避けてばかりいたら結局その地域の人気持ちもわからないし、その状況もわからないし、また村の行政もわからないということになるものですから、積極的に役はやっていただきたいなと思っております。

したがいまして、郷に入れば郷に従えという言葉のように、その山形村にせっかく来ていただいた住民の皆さんにとっては、山形村を知る一番のいい方法はやっぱり役をしながら人の面倒、人のお世話をしながら自分も世話になるというようなことをやっていただくことが本当に重要だなと思っておりますので、役についてはぜひ積極的にやっただければよいと思っております。

そしてまた加入金につきましても、先ほど小野総務課長の方でいろいろ検討の案を出してくれておりますけれども、やはり山形村に入っていたときに、やっぱり気持ちよく入ってもらうような形を前提に、その金額的な対応を考えていきたいというふうに思っております。どこがどのぐらいがいいかということは出せませんが、行政として補助できることがありましたら、そんなところにうまく乗せていきたいというのが私の思いでありまして、そんなような形でぜひ山形の人たちが本当に元気にやっていけるような形にかじをとっていきたいと思っておりますのでお答えします。

以上です。

○議長（上條光明君） 大月民夫議員。

○10番（大月民夫君） はい、ありがとうございました。では、原則としてやはり村民の命を守る、それを根底に置いて着実に鋭意努力いただくことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位2番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「村の農業と農地対策について」を質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） 席次番号7番、竹野園麿です。

それでは、「村の農業と農地対策について」質問いたします。農林水産省の2010年農林業センサスによると、その年の2月1日現在の就農人口は260万人で、前回調査、いわゆる5年前ですが比べて22.4%減少したと。減少率は比較可能な1985年以降で最大を記録した。また、就農者の平均年齢は63.2歳から65.8歳に上昇したと言っています。就農人口減少については、高齢により農業をやめた人が増えたのが要因と見ているようです。この後継者不足は耕作放棄地を増やし、その面積は現在では埼玉県と同じ面積に広がっていると言われていています。

当村もこの傾向と変わらない流れをたどっているのではないかと思います。耕作放棄地や遊休農地の増大は、様々な問題を生じさせると言われています。代々受け継がれてきた農業・農村は、その生産活動を通じ雨水の保水、貯留による洪水防止、水源の涵養、生態系保全や国土保全に加え、美しい農村の景観を形成させるなど、多面的な機能を発揮してきていることは広く知られているところであります。年々増加傾向にある耕作放棄地や遊休地はこのような機能を失わせるものであり、発生抑制や解消に向けた対策は早急にとられなければならない状況にあると思います。

兼業・小規模農家も土地の維持管理等に様々な問題を抱えていると思います。国や県の補助事業や施策はあると思いますが、具体的に実践するのは基礎的自治体である市町村であります。現状と課題・対策等についてお聞きします。

通告書で申し上げた一応項目では、1つとして

（1）村の耕作放棄地、遊休農地とそれから作付されていない農地面積の推移。これは10年間くらいのものをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目としては農家、これは専業農家ですが、農家数と平均年齢の推移、これも同じくらい10年間くらい。この括弧書きの中の「刊」という字を変換ミスし

ておりますので「間」という字に訂正させていただきます。

3番目としては、農業生産法人の数と引き受け面積。これも10年間くらいの傾向を。

4番目としては、農地を手放したい人の人数と面積、逆に拡大したい人の人数と面積。同じく10年間ぐらい。

5番目としては、農業委員会による農地パトロールの実施状況。

6番目としては、現在行われている施策はということで、耕作放棄地、遊休対策地の対策はということでお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問といたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野議員の質問にお答えします。

山形村はまだ農業が基幹産業でありまして、これからも農地がある限り守っていかなければならないと思います。

それでは、「村の農業と農地対策について」のご質問にお答えします。

まず1番目の質問の「村の耕作放棄地、遊休農地と作付されていない農地面積の推移は」であります。この用語であります耕作放棄地と遊休農地と作付されていない農地とを比較しますと、対象とする農地の範囲が違ふと思ひますが、一般的に使用されている耕作放棄地の用語を用いることにいたします。

世界農林業センサスの調査は5年に1度実施されており、村の耕作放棄地の過去の推移は2005年は43ヘクタール、それから2010年は34ヘクタールであり、耕作放棄地は9ヘクタール少なくなっています。次のセンサス調査が2015年の予定でありますので、一応この5年間のデータでお示ししたいと思っております。

一方、農業委員会が実施している耕作放棄地全体調査によると、平成24年は8.3ヘクタールであり、ここ数年は8ヘクタールから11ヘクタールくらいで推移しているようであります。世界農林業センサスと農業委員会の調査とは相違がありますが、耕作放棄地の調査方法や定義が異なっていることによるものであります。

いずれにしても耕作放棄地は一時増加傾向でしたが、所有者自らの営農再開や農地の利用調整などにより減少または横ばいの状況であります。

次に、2番目のご質問の「農家専業数と平均年齢の推移は」であります。世界農

林業センサスによりますと、村の総農家数は、2005年は651戸、2010年は636戸で15戸の減少となりました。専業農家は2005年は137戸、それから2010年は139戸で2戸増加しております。平均年齢については2005年は61.7歳、それから2010年は64.2歳で2.5歳の高齢化となっております。

次に、3番目のご質問の「農業生産法人数と引き受け面積は」であります。村の農業生産法人は現在3法人であります。その引き受け面積は48.4ヘクタールであり、最近は引き受け面積が増加していると聞いております。

次に、4番目の質問の「農地を手放したい人の人数と面積、逆に拡大したい人の人数と面積は」であります。村で把握しています農地の売却希望人数は22人です。その面積は7.6ヘクタールであります。

農地の受け手となり規模拡大の意向のある農業者は、平成24年度に策定した山形村「人・農地プラン」では経営体は41件であります。その現状の経営規模の合計は147ヘクタールで、平成28年度の経営規模の合計は241ヘクタールの計画であり、94ヘクタールの拡大となっております。

次に、5番目の質問の「農業委員会による農地パトロールの実施状況は」であります。農業委員会の農地パトロール、いわゆる農地利用現状調査は毎年9月に山形村内のすべての農地を対象に現地調査するもので、既に調査分の現況調査や新たに発生した耕作放棄地、無断転用農地等を把握するものであります。村の耕作放棄地の状況ではありますが、主に山際の傾斜地や不成形な湿田など条件の悪い地域に偏在しているようであります。

なお、農業委員会の農地パトロールは、平成25年は9月27日に実施すると聞いております。

次に、6番目の質問の「現在行われている耕作放棄地、遊休農地対策の施策は」であります。村は農業委員会、JA等が協力・連携して、耕作放棄地について個別に所有者への指導や耕作者を紹介するなどの調査を行って早期解消を目指しています。村では、平成21年に遊休荒廃農地復旧事業補助金の制度を設け、遊休荒廃農地を借りて自己の耕作のための復旧に要する経費に補助金を交付しています。国の経営所得安定対策では、耕作放棄地の再生利用交付金の加算措置される制度があります。

また、村の農地流動化奨励金は、農家の中核的担い手の育成・確保と、農用地の有効活用を図るためのものですし、農業機械共同利用促進補助金については、農業従事

者の減少、高齢化及び担い手不足による農地の遊休地化を防止するための制度であります。なお、新規就農者対策として国の青年就農給付金や村単独の新規就農者支援補助金なども耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取り組みの促進につながっていくものと期待しております。耕作放棄地の解消については引き続き課題となっております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、ちょっとダブるかもしれない。今最初にちょっと聞きたいと思っていたことが聞けなかった部分もありますので、再度現状等についてしばらくお聞きしたいと思います。多分担当課長の説明になろうかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

最初に、ちょっと担い手農家の人数と引き受け面積の推移、それから今後引き受ける面積的な余裕について傾向がもしわかったら教えてください。

○議長（上條光明君） 住吉経済産業課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今後の担い手農家ということになるのですけれども、村では毎年そんなような調査をやっているわけではないのですけれども、去年の、平成24年度に策定しました「人・農地プラン」によりますと、一応41件の農家の方がこちらの方に申請した、申請したというか、プランの方に名前も載せてもいいということを出されておまして、今、村長の答弁の中でありましたけれども、その41件につきましては、平成28年のときには現在よりも94ヘクタール規模を拡大してもいいというようなことで来ておりますので、それが1つの目安になるかと思えますし、あと2010年度に実施しました世界農林業センサスによりますと、農林業センサスでその就業人口の年齢別というのがあるのですけれども、それ20歳から59歳までの方なのですけれども、全部で261名おるというようなことでありまして、これはそのセンサスによる農家数で一応その逆算というかそんなことをしますと、一応130件くらいが一応担い手ではないかというようなことで推測されます。

その130戸についての今後の経営の規模がどうなるかというようなことになりまして、いろいろ品目等が1戸1戸違うものですから、一概にどうかということでは言えませんけれども、恐らくこの平均面積とかそこら辺を考えますと、約50ヘクタールくらいはこのセンサスの中では一応規模を増加してもいいかなというようなことで読み取れるかというようなことに感じております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、山形の遊休農地面積、最初に私言ったように全国の状況を見ますと、非常に1割くらい全国の平均からいくと遊休農地化しているのだけれども、山形はそれと比べると非常に低い。全国が9.6だけれども、長野県の場合は平均では17.5%も遊休農地化していると。これと比べると非常に低いのだけれども、まず、ずばりお聞きしますが、山形がこれと比べて低いのはどういう要因かということを考えていたらお聞かせください。

○議長（上條光明君） 住吉経済産業課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 低い要因ですけれども、それぞれの方でいろいろな考え方があるのですけれども、山形の場合非常に畑地帯がもう固まっているというように非常に山林、それから住居地帯、それから畑・田んぼというのが非常にまとまっています、違う市町村に行きますと非常に点在しているというのが現実かと思えますけれども、非常にまとまっているというのが1つの要因ですし、あとこの山形村は非常に品目が多いというのも1つの点かなということで、どんなものでもつくれるというのも1つのいい面であり、逆に悪い面でもあるかと思うのですけれども、それも1つの要因かとも思います。

それから、ここ何年かなのですけれども、それぞれ若いその後継者の方が、違う市町村よりもある程度多いのではないかというようなことでは、いろいろな会議等に出席して中で聞く中では、別の市町村よりもそういう就農人口が増えているのではないかというのも1つの一因かというようなことで考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 一番当初の質問の中でもって1番目に質問した中に耕作放棄地、それから遊休農地等作付されていない面積についてお聞きしたけれども、これがちょっとわからない、回答というか、それがよくあったのか、なかったのかわからなかったのだけれども、私がいろいろ心配しているのは、私は農業委員でもないので村中見れるわけではないけれども、私の近所だけ見ても何もつくりませんで管理だけしている土地というのはかなりあるのです。

これがかなり例えば50代、60代、いわゆる兼業農家と言われるうちでもってそれをやっている人を見受けられるものだから、これはかなり村中見たらあるのではないかなど。つまりこういうところがこれから例えば5年、10年先になっていったら

遊休農地化していく心配があるのではないかなど。だから、その辺の対策が私は非常に重要ではないかというふうに私は考えているのですが。

そこで、私自身もきちんと勤めていたときには大した農地ではないのだけれども、自分では全部管理し切れないから貸したこともある。そのときにはやっぱり貸し手・借り手が、あれ、12月ころでしたか、農業委員会の主催でもってそういったことをやられて、多分今もやられていると思うのだけれども、そういうことが今もきちんとやられているかどうか。つまり貸し手と借り手がきちんとマッチングをしている、そういうことがやられているかどうか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（上條光明君） 済みません、住吉課長。先ほど私、経済振興と言ったようですが私の、訂正します。

住吉産業振興課長。失礼しました。

○産業振興課長（住吉 誠君） 今ご質問なのです、今、農業委員会の方では売りたい人、それから貸したい人、それから借りたい人、買いたい人というようなことで随時受け付けているような状況であります。あと一応農業委員さんの方に情報等を流した中で、その近所の方でもし借りてくれるような方については斡旋してもらうようなことでやっておりますが、どうしてもこのごろの傾向で、どうしてもこう貸したいと言う方が非常に多くなってきて、なかなかその実際にもう借りたいという方よりもはるかに多いということでもあります。

一番ちょっと条件が悪いといえますか、というのが山沿いの田んぼ地帯とかそこら辺も結構貸したいと言う人が非常に多く出てきているのですけれども、なかなかそういう土地については借り手がなかなか手を挙げてくれないというのが現状であります。

今後議員さんおっしゃるとおり非常に村内を車で走っていても、どうしても草ぼうぼうのような農地が多々あるかと思えますし、今後そういうものが増えるのではないかということでもあります。

今後の考え方なのですけれども、今、毎年9月に全村でパトロールをやっているわけなのですけれども、今後そのパトロールについてもある程度この草ぼうぼうの土地というものもある程度把握していかなければいけないかなというようなことでは考えておりまして、そこら辺も今後課題かということでは思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 今随時やっているというふうに、貸し手と借り手のあれは。だ

けど、一般の村民がどれだけ知っているかという、そういうことを。だから、それを村民にはどういう形で知らせていますか。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） たしか3～4年前にはある程度時期に来れば何かそんなようなことでPR等をしていたようなのですけれども、このごろ非常に特別にはそういうPR等はしないのですけれども、電話とか、あと直接役場の方に来られて、土地を貸したいとか売りたいというようなご相談があるものですから、そこら辺である程度事務局の方でそういうものを、その貸したい方の氏名とか土地の地番等を記録した中でそういうデータをつくっているというような状況であります。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園磨議員。

○7番（竹野園磨君） その辺は私はできたら1月の最初のころか、さっきの連絡班の話もあったけれども、農業委員会の名簿をつくるというのは各連絡班全部回るんだよね。そんなようなときにでも、あるいは違う機会があるかもしれない。つまり文書でもってきちっと知らせてほしいと、そんなふうに思います。

それから、若干今の取り組みについてお聞きしますが、まず貸し手が今増えているという、何かそれを吸収するために農地法が改正されて、企業がいわゆる農業へ参入しやすくなりました。つまり国の方では積極的に進めてきているようなのだけれども、ただ地域によっては企業が農業へ参入、あまりそこへしてくることを反対するような地域の風土もあるようなのだけれども、山形としてはその辺どのように考えているかお聞きします。

それと、先日の決算でも説明があったのだけれども新規就農者の支援事業、去年3人、375万円ありましたが、今年450万円予算化されているのだけれども、この現在の執行状況と、もし使っていなかったとしたら年度内の見込みについてちょっとお聞きします。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） まず法人の関係なんですけれども、村では別に個人、法人にかかわらず村内に来ていろいろなものをつくっていただくというのは非常に結構なことでありますので、別に法人というものに対しての規制はありませんし、現在非常にある程度草ぼうぼうの土地があるものですから、法人の方が入ってきていた中で、そういう土地を少しでも借りていろいろなものをつくっていただければ幸

いかなということ考えております。

それから、新規就農の関係なんですけれども、一応また当初予算ではある程度みたのですけれども、今回の補正予算において何名かまた増員したということでありまして。24年度は3名ということだったので、25年度はちょっと今はっきりしないのですけれども、最終的には6人くらいになるかなということで見えておりますし、その6人になるというのは国の補助の関係です。

それから、村単独の事業の関係なんですけれども、それにつきましては一応4名か5名くらいは今年度中にあるということで、もう実際に1名の方には村単独の交付金は交付しております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） ちょっと全然また違うことですが、農地法改正にかかわることちょっと質問させていただきます。農地法は改正されて平成21年12月から施行されたと言われております。遊休農地の解消のために法定規制がより実効性が高い仕組みになったと言われております。農地の利用状況調査の結果、指導または遊休農地である旨の通知、それからさらにその先へ行って所有者による利用計画書の手分けなどがこういう手順としてなっているのだけれども、こういったことは先ほどあった遊休農地に対してやったことはあるのかどうかということをお聞きしたいことと、それからこういう制度はあるのだけれども、最終的に耕作する労力がなくなって、借り手もなくなって遊休農地化になっているような土地もあろうかと思うのだけれども、そういった土地が、今言ったような指導だとか通知というようなことでもってもとに本当に耕作地に戻る、そういう実効性について疑問を感じるのだけれども、その辺行政はどう感じているかお聞きしたいということと、それから農業委員会による農地パトロール、今も言ったのだけれども、この改正前は任意の活動として行われていたのだけれども、改正後は法令業務となったというふうに言われております。

この法令業務となったということでもって調査方法やこの記録管理などがどのように変わったか、簡単でいいですからお答えいただきたいと思います。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 平成21年にその改正されたというようなことのございますけれども、実際のところこの事務レベルでは大きく変わったという点は恐らくないのではないかと思います。それで、あとはその耕作放棄地等について文書

で一応出したというようなことは、多分ないのではないかとというようなことでありますし、けれどもある程度やっぱりパトロールを実施した中で、どうしてもこれはちょっとひどいというような点につきましては、実際に口頭の中でそれぞれの耕作者などに一応お願いしているというのが実態かと思えます。

それから、今後といいますか、農業委員会においても法律が変わったものですから、一気にそういう体制が変わるということまでは恐らく行っていないくて、徐々に徐々に実態に合わせた中で変えてきているのではないかと思えます。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 一番最初的时候に対策の中でもってお聞きしたんだけど、いわゆる遊休農地対策、これJAだとか農業委員会だというようなところでもって組織、行政も入ってやられたと言われたんだけど、そういうところでもって出た、今現在この山形村として出ている意見、どんなものがあつたかお聞きしたい。

それで、どのように集約されたか、結論的に。その辺をお聞きしたいということ。土地の集積が進まないというふうに先ほどもちょっと聞いたのでお聞きします。

それから、今、遊休農地になっている先ほどの答弁では大体8から10ヘクターですか、これは遊休化する前にその農業生産法人だとか、あるいは担い手に集積できなかったのか、このできなかった理由がわかつたらお聞かせください。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 行政とか、それからJAとか農業委員会につきましてはですけども、実際にそのどこの地点が耕作放棄地かというのが、把握するのが一応農業委員会であります。そこら辺であと実際にこう借り手等を探すところまで農業委員会でやりますけれども、あと栽培指導等につきましてはJAの方に任せているというようなことでありまして、なかなかそれがうまく連携はとれていないかと思うんですけども、それぞれの立場においてやっているかと思えます。

あと、そこでどんなような意見が出たかということでございますけれども、特別にそういうことで合同会議みたいなのをやっておりませんが、それぞれの立場でできる範囲でやっているのではないかと思えます。

それから、できないというか、そんなような現状でありますけれども、非常に特に先ほどもお話ししましたが、どうしても山沿いあたりの湿田地帯においてはどうしてもつくるのが非常に難しいし、実際にそれを借りてつくるという条件が非常

に悪いかなということでありまして、非常にそういうところが増えているということでありまして、そこら辺でどうなかなか借りてつくってくれる方もなかなか少ないというのが現状かと思えます。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、村長に今度はお聞きしたいと思います。先にもう1個だけお聞きしますが、平成22年に完了した畑地灌漑施設更新事業の概要について教えてください。総事業費、面積、住居者負担だとか村の補助等について。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） 平成22年に完了しましたパイプラインの更新事業の関係ですけれども、それについては平成15年から事業に取り組んだということのようでありまして、一応受益農家が全部で580戸、それから面積が274ヘクタールということでありまして、それから、事業費の合計ですけれども、5億9,400万円というようなことのようにあります。

それで、あとそれぞれの国とか県の負担割合なのですけれども、国が50%、それから県が27.5%、地元が22.5%ということでありまして、その地元負担の22.5%のうち3分の1が村から助成するものですから、実際の地元負担というか、それが15%が地元負担というようなことのようにありまして、一応そんなようなことで事業が21年度中に完成したというようなことで聞いております。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 2年半か3年くらい前ですか、これは確かに大きな事業として当時行われました。時の清沢村長もこのことは非常に自分のいわゆる村長としての仕事の中でも大きなものとして位置づけておられました。今言ったように274ヘクタールということは村の農地のどのぐらいになるのですか、3割以上になりますか。

どうでしょうか、村長、これ、この大きな事業、これは村長のよく言う元気のバロメーターになりますか。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 農業関係についてこういう活動をされていることは、本当に山形の元気の一要素であります、農業は大事なものです、そう思っています。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） もう私は村長、今まで広報なんかを見ておりますと、こういう

事業が始まったというようなことを、スタートしたというようなことを元気の項目として上げておられますが、それは私、否定するわけではないのだけれども、例えばこれからを考えると、これはとにかく30年、50年使う施設です。それでもものすごく大きな負担も、お金がかかっている。これ、農業でもってこれをこれから有効に本当にむだなく有効に使って、使うことによって村民が、農民が豊かに明るく元気になること、それが本当の行政の目的であるべきだというふうに考えておりますので、またそんなことについてお聞きするかもしれませんが、私の感じでそんなふうにお伝えしておきます。

こう思って村の行政指針としてできた総合計画で、これまでの農業を取り巻く状況の流れを見てみます。総合計画、つまり10年前の第4次総合計画では、その農業の現状と課題というところでもって言われているのは、現在では農業を支えているのは高齢者と兼業農家が大半を占めている。持続的な農業生産を目指し、農業構造を変革し、農業の魅力を取り戻さなければならないと。こういうふうに10年前の基本計画の現状分析のところでは言っています。

その5年後のいわゆる後期基本計画では同じところでもって、現在では農業を支えているのは高齢者と兼業農家が大半であり、農業生産法人の受託体制の構築や認定農業者の育成、農地の集積は今後の課題として残されている。農業構造を変革し、持続的に発展していく農業環境をつくっていくことが重要だと5年前は言っている。

それで、今度のは、新しくできた今年4月スタートした第5次基本計画で同じところでは、農業情勢は依然として厳しく、農産物価格の低迷を初め農家数の減少や農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、農地集積の停滞などの問題が深刻化していると、こういうふうに言っています。

つまり10年前は高齢者と兼業農家が大半を占めていたことが問題だとしている。その5年後には農業生産法人の受託体制の構築や農地の集積が課題になっていたと。さらに5年後の現在では、初めて今度はそういったものに加えて耕作放棄地の増加が問題となっていると、こういうふうに現状と課題として見ております。

それで、この流れを見ると担い手不足が根底にあることがわかります。その状況がほとんど改善されていないこともわかりますので、これは全国の状況と流れはほとんど変わらないというふうに私は思います。耕地面積の比率は確かに少ないかもしれないけれども、全体、取り巻く状況というのは変わらないだろうと思います。

この流れについてまず村長、どのように見ているか、所感をまず確認したいと思

ます。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 竹野議員の言われるとおりでと思います、流れは。担い手不足が足りなくなってきたという事実ですし、今先ほども話が出されていましたがけれども荒廃農地の問題だとか、確かに高齢化と、それから兼業農家というものの体系が変わってきております。今は本当に後継者がいないと、それから高齢化というようなことで、それが私も農業に対する一番大きな課題だというふうに取り上げておりますので、考え方は本当は同じだと思っていただいて結構です。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） ちょっと質問長くなりますが、最初の説明ですが、全国の状況を農林水産省の農林業センサスから見ると、まず耕作放棄地を農家の形態別で見ると主業農家、準主業農家の耕作放棄地は横ばいかむしろ減少していると。土地持ち非農家、それから自給的農家の耕作放棄地が増加傾向にあると言われております。この辺は先ほど担当課長が山形の状況について言われたのとほとんど変わらないように私は理解しています。

また、農業地域類型別で見ると、中山間地域の増加率が15.5%に対し平地農業地域のそれが14.6%と、つまり中山間地域も平地のいいところも、今いわゆる耕作放棄地になっているのは率としてはあまり変わらないと、そういう状況になっているということ。

それから、耕作放棄地の発生はすべての地域累計において高齢化、労働力不足が一番大きな原因になっていると。また、地域内に引き受け手がない、収益の上がる作物がないも大きな原因となっていると、これらの発生要因は地域差を越えて一般化していることがうかがえると言っています。

そんな中、農地の減少理由としては工場用地、これは全国的に見た場合、減少理由としては工場用地や道路や宅地などの農地転用によるものの割合が48%で、耕作放棄地の割合が51%だと言える。つまりそういった農地転用によるものよりも今や耕作放棄地による方が多いと言われているのです。

それから、さらに2010年の農林業センサスによると、農業就業人口の推移では、1990年には482万人が2010年では260万人になっていると。この就農人口の減少は高齢により農業をやめた人が増えたのが大きな要因と見ていると。

もう1つ農林水産省の別の資料を見ますと、新規就農者の推移では新規自営農業就

農者、つまり新しく農業についた人は、2006年の7万8,900人から2011年には4万7,100人になっており、6年間で35%も減少していると。それで、このうちこの就農者のうち新規学卒就農者の数、つまり学校を卒業してすぐ農業についた人の推移では、同じ2006年からですが、2006年が2万5,000人から1万4,000人にと44%も減少していると。

それから、離職就農者、つまり違う職業についていた人が、いわゆる定年退職だとか定年前に退職して農業についた人です。それが7万6,400人いたものが4万5,700人になっていると。農業就農者の平均年齢の推移を見ると1990年が59歳、それから2010年、これは最初にも言いましたが約66歳、65.8歳になっていると。つまりこれは日本中では新規就農者が年々減ってきているために農業従事者の平均年齢が高くなっていることがわかります。

これも先ほど一番最初の村長の答弁がありましたように、平均年齢が山形の場合は上がってきているということがわかります。それでちょっとここでもって私の考え方を参考のために申し上げさせていただきますと、農業生産法人を増やしていくか、あるいはそういったものをバックアップしていく方法が、やっぱり今遊休農地を発生させない方法としては一番やれる方法ではないのかなという。これはいろんな情報を見ますと、全国でそういったことが盛んに行われているということがわかります。本村ではこれに該当する企業としては、先ほど3社というふうなのがありましたけれども、実質そういうふうに行っているのは1社ぐらいではないかなと思うのですが、その辺はどうかちょっとお聞きしますし、もしこれが1社くらいだとして、撤退なんかされたらさっきは40何町歩とか言いました、最初の答弁で。非常に困るのではないかなと思うので、その対策をどのように考えているか、考え方があったらお答えください。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 3社の実質あるというのが1社ということで、1社が撤退されたら困るのではないかという、そういうお話です。それは荒廃農地も含めまして今利用してくれているその法人がなくなってしまうということ、やっぱり1つの形がなくなってしまうことなものですから非常に憂慮する話だということで、そうならないような形にしていきたいというふうに私は思っております。

○議長（上條光明君） 竹野園磨議員。

○7番（竹野園磨君） これはちょっと繰り返しになるようなのだけれども、村長の農業行政に向ける姿勢を確認させていただきます。それで今まで質問し、答弁を聞いてき

たとおり当村の遊休荒廃地化は今のところ極めて少ない。しかし、70、80代の農業者がかなり多く、それを補うことの後継者が育っていない現状があります。

遊休荒廃地化に向かう状況は全国の流れとあまり変わらないというふうには見ています。全国では様々な遊休荒廃地対策がとられている例が見られますが、それぞれの地域ではその地域の状況に合わせていろいろな方法が行われております。同じではないです。ほとんどが多くの関係者、組織、団体で長い時間かけ、対策を協議してきたことがうかがえます。

そこで、まず初めに村長に村の農業に対する思い、姿勢についてお聞きします。これまで私が直接接してきた3人の村長は、みんな農業を村の基幹産業に位置づけてきております。先ほど最初に村長も農業は村の基幹産業だというふうには言われました。それで、ある3人の村長のうちだれでしたか、2人くらい言ったかもしれないけれども、山形の農業がだめになるときは日本の農業がだめになるときだという、そこまで言い切った村長も1人、2人おりました。

どのように位置づけているかということ、それから私、なぜこういうようにくどく聞くかということ、就任初めての施政方針演説のときに農業のことについてはその方針の中で全くほとんど触れられていない。このこともなぜかということでお聞きしたいというふうには思います。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 農業についての思いを私が所信表明のところに言っていないというふうには言われましたけれども、全くではないと思いますけれども。私は農業につきまして基幹産業と言った理由は、農地が山形村にはあります。農業がある限りやっぱり農業を守っていかなければいけないと思うのです。それは一番基本だと思っています。だから、その農地をどうやって有効に使うかということがこれ、一番問題でありますけれども、今言われました日本の状況、日本の農業の状況、それから山形村の状況は竹野議員が分析されたそのとおりであります。

したがいましてはそのような形で持っていくためには山形村がどうするかということにつきまして、農業については農業、JAを含めて農業委員会の皆さんたちと話をしていくというようなことになっていきますが、私も村長になりまして農業委員の皆様と話をし、建議をいただきまして回答したとか、そういうようなことの話の中とか、農業関係者の担当の方から上がってきます資料を見ていく中でも、やっぱり今やられています農業を担当されている人たちは非常に頑張っておられるのです。やっぱり農業

で身を立てていく、そういった中で山形村が置かれています農業人口の減少なり、それから高齢化によりまして農業をやらなくなるという人たちのための土地利用というような形は、本当に重要な問題だと思って認識しておりますので、ぜひそういうようなことにつきまして竹野議員の見識があることもありましたら、幾らでもご教授お願いしたいと思っております。

私は大事にしていきたいと思っておりますので、それだけお答えしておきます。決して施政方針演説のところに農業関係の項目を幾つも話をしてやったことはありませんですけども、農業については重々大事だということはその都度、その場所で言ってきましたし、また各地区での個別個人演説会の際にもそういうお話を参りまして、農業が基幹産業であること自体は変わりないと思っておりますから、ましてや前任者の村長に増して大事にしていきたいと思っておりますことだけお伝え申し上げます。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 最後の質問にします。個々の作物の内容などについては行政がタッチすることではないし、タッチすべきでもないと思います。農家に任せるべきだと思います。

しかし、土地の流動化などは個々の農家では対処できません。行政が力強いリーダーシップを発揮して取り組むべきだというふうに思います。それで、しかもこれは2年や3年の短期間でできるものではないようです、全国の具体例を見ますと。また、それでまだまだ遊休地は広がっていないというふうに答弁もありました。遊休地が広がり出してからはもう遅い。

そこで、村長の今、農業に対する思いはお聞きしましたけれども、今、担当課長の先ほどの答弁を聞いていますと、遊休農地化対策のいろんな、例えば行政、農業委員会、JA、あるいは他のいろんな関係者、そういったものを含めたがっちりした研究対策組織が私はどうもないような気がする。そういったものをできるだけ早く取り組むべきだと思いますが、そこの決意を村長に聞いて質問を終わります。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） はい、それにつきましては研究を重ね、考えていきますのでやりたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 終わります。

○議長（上條光明君） いいですか。

○議長（上條光明君）　ここで本会議をちょっと休憩します。ちょっと中途半端ですが
10時55分、11時5分前まで休憩したいと思います。休憩。

（午前10時42分）

○議長（上條光明君）　休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午前10時55分）

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（上條光明君）　それでは、質問順位3番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「村長の政治姿勢を伺う」について質問してください。

上条浩堂議員。

（12番 上条浩堂君 登壇）

○12番（上条浩堂君）　議席12番、上条浩堂であります。

それでは、最初の質問、「村長の政治姿勢を伺う」を行います。

今年6月の定例議会において、村長が示された施政方針演説を受け、複数の議員から様々な質問がありました。自分もそのうちの1人でありましたが、もう一度村長より明確なお答えをいただきたく、今回さらに質問する次第であります。

問題点は大きく分けて2つありました。1つは、選挙公約が施政方針中に織り込まれていなかったこと。もう1つは、その施政方針を村民に文書にて示さず今日まで至っている点であります。

選挙の際村民に公約を示し、その結果信託を得て当選されたわけですので、やはりそのことを重く受けとめ、公約どおりに実践すべく努力をしていくことは重要であり、当然の責務ではないでしょうか。

村長のこの件での答弁で、山形村第5次総合基本構想の分野目標6項目をメインにした方がよりわかりやすいと思い、あえて公約で訴えた5項目は引っ込めた旨を6月議会で示されたわけですが、村民付託を得てから半年経過した今、もう一度選挙公約5項目と総合基本構想6項目との整合性をお聞きしたいものであります。

総合構想の分野項目は何十項目もあるわけですが、この中で村長の選挙公約に当てはまるものがどれくらいありますでしょうか。全体から見た場合、それはわずかな割

合ではないでしょうか。

施政方針演説の内容を村民に文書をもって示していない点に関しましては、特に新村長の場合には全村民に対し広報等を通じて知らしめるべきで、テレビ中継があるからよしではいかがなものでしょうか。

以上、2点についてお聞きします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 上条浩堂議員の質問にお答えします。

「村長の政治姿勢を伺う」についてのご質問であります。政治姿勢の質問ありがとうございます。

質問は2つありました。まず1つは、私の公約が施政方針に盛り込まれていないのではないかと。2つ目は施政方針が村民に文書で示していないとのこととあります。

1つ目の回答であります。それでは、1つ目の選挙公約が4月第2回施政方針に盛り込まれていないという質問でございましたが、6月の一般議会でもお話をいたしましたけれども、言葉の表現だけで違いますが、ほとんど内容が同じであるというお話をしまして、私もそういうふうに思いまして、その整合性をお示したわけでございますけれども、改めて今日ここでその整合性をお話をしたいと思っております。

ただ、1点確かに言葉の内容と申すけれども、実際に先ほど竹野議員が言われました農業の部分についても、私は私の公約の中には項目ごとに入れてあったのですが、同じその表現として扱った文章について、村の分野項目の中には入っていないのも事実でございます。このことを今深く感じておりますので、最初に申し上げておきたいと思っております。

まず私の選挙公約は大きな項目が3項目、その下に施策が10項目ありました。その施策が、基本構想の分野項目に重ね合わせてほとんど網羅されていると申し上げていたわけでございますけれども、その1つ1つをちょっとお話をしたいと思っております。

まず1つ、安心・安全なむらづくりという大きな項目の下には、健康・福祉の村というのがあります。これは村の基本構想の分野項目では、①番の健康で安心して暮らせるやまがた、この中に値するというふうに私は思ってそういうふうにしてもらったわけです。

1－2番目の快適で住みやすい村づくり、これは基本構想の中の②の快適で安全な住みやすいやまがた、1－3番目の安心して子育てできる村づくりにつきましては、①番目の健康で安心して暮らせるやまがたと、このように整合性をとらせていただいたわけでございます。

2項目めの元気で創造の村づくりの項目につきまして4つ私は載せましたけれども、豊かで発展・交流の村づくり、農・商・工・観光の発展に取り組むという項目は、村の基本構想では③番目の豊かで活力と交流に満ちたやまがた、それからみんなでつくる、⑥番のみんなでつくる自立したやまがた、この項目に値するというふうに解釈をしました。

2－2番目の農業政策支援による活性化でありますけれども、これは③番目の豊かで活力と交流のやまがた、それから、⑤番目のさらなる発展への基盤が整ったやまがたであると。

それから、2－3番目のスポーツ・文化活動への支援、これは④番目の次代を担う人と文化を育むやまがた、それから⑥番目のみんなでつくる自立したやまがた。

それから、私の2－4番目のシニア世代の活躍の場づくりは、村の④番目の次代を担う人と文化を育むやまがたという形に位置づけました。このときであった、今先ほど言われた私が入れた農業政策についての内容が、分野項目の中のこの項目には載っていないと。ただ、この分野項目をさらに分けまして施策の中にはこれが入っているものですから、その上の項目を使っているわけでありまして、確かに載っていないと言われると、そういうようにとられる要素が十分ある内容だと思っております。

3項目めの夢のある心の通う村づくりには3つつくりました。自然を守り、利便性のある豊かな村づくりにつきましては、村の②番目の快適で安全な住みやすいやまがた、そして私の3－2つ目の子供たちへの育成支援につきましては、①番目の健康で安心して暮らせるやまがた、それから④番目の次代を担う人と文化を育むやまがたが対応すると。

それから、3－3番目の、私の3－3番目のそこにあります山形村観光スポットを活用した交流文化の醸成につきましては、村の方の③番目の豊かで活力と交流のやまがた、それから④番目の次代を担う人と文化を育むやまがたと、こういうふうに整合性をつけまして、私の公約の内容を村の基本構想の分野項目として位置づけてお話をさせてもらったわけでありまして。

本当のその文言というのは、そういう言葉の中の違いの中で網羅されているという

ふうに表現したわけですが、先ほどの農業が入っていないではないかと言われるのは確かだなというふうに思っております。

私はこの公約の内容につきまして、基本構想の分野項目を実施することによって具体的に村政を全うしようということをしたのですが、言われるあたり今回の施政方針の私の選挙項目の内容を、それから村の基本構想の項目分野とお互いにどういう形で整合して出すかということに対しまして、村は基本構想を全村的に出されているものですから、あえてその項目に従っての整合性をとって私はやっていきますよというふうに表現をさせてもらったわけでありませう。

そして、この分野項目は具体的な施策項目がずっと30ほど載っているわけですが、いすけれども、この項目につきましては、私はこの計画を立てたのに一緒にいたわけではありませうので、就任ができたならその現状把握をして、それを計画・実行すると、こういうふうに選挙のときには話をしてまいりました。

そして、もう1つの質問の中にありました基本構想の分野項目に対して選挙公約にあるものにはわずかな割合ではないかというふうに言われていますが、項目には入っていますが、30項目の施策項目にはないと言われても、この時点ではそのとおりでございます。

また、私の政治姿勢の中では書いてあるからやらない、書いてあるからやる、書いてないからやらないというようなことは私にとっては不要と思っております。私は村長がやるべきことはすべてやると、そういう決意であります。とにかくその結果、私は村民が幸せになることが重要であるというふうに思っておりますので、検討していく中では当然やめた方がいいというものについてはやめますし、投資対効果があるものについては推進するというようなことでやっていきたいと思っております。

さらにここで6カ月が過ぎましたので、6カ月の実績をお話しして私の政治姿勢というふうに理解をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、私は就任して私が村長の仕事がどんなものであるかということについて、実際に先ほど言いました基本計画の施策項目の中身の施策を探すために、私の自分の体を張って現状把握をするぞというふうに言ってまいりましたけれども、私はとにかく1年間村長の仕事がどんなものであるかということ調べて、そしてさらにそれに肉づけしていこうということで、1年目の現状把握に対してはベンチマークをして次はよくするぞというふうに言ってまいりました。

半年が過ぎまして、私の仕事につきまして日々の現状把握をしてまいりました。前

半が終わりまして、これからは後半をやるわけでございますけれども、また見守りをお願いしたいと思っています。

日々の私の行動は、村長の村長日誌というか、業務日報ということで日々とらえているわけでございますけれども、その内容について各月ごとに整理しまして、各月の元気を把握しているわけでございますけれども、この項目をこういった形で各月の一覧表をつくってみました。これだけの各3月、4月、5月、6月、7月とあるわけですが、これに村政、議会、それから基本構想に従った1番から6番までの項目に従ってどういう会議があり、どういうことをやってきたかということをもとめた表でございます。

このような形をして1年間調査をした結果、村長の仕事を把握してやっていこうというふうに思っておりますので、先ほど農業という場面について、私の選挙の公約が村の基本構想のあれに入っていなかったとしても、内容的にはそれを実施をしてやっていくという覚悟でございます。

私はこれをやるために365日の勤務に挑戦をしているわけでございますけれども、今までの日を計算をしてみましたら8月末で169日ありましたけれども、個人的な慶弔関係と研究会なんかを含めまして6日だけ休ませてもらった、役場に来なかった日があるわけでございますけれども、163日の勤務で追われました内容につきましては、個々の内容につきましては、毎日のデータは『市民タイムス』さんの方の項目に載っていますけれども、実際見てみますとあの項目以外に相当ないろんな会議があったり、それからいろんな業務が入っているわけでございます。飛び入りで入ってくる内容も結構ありまして多いわけでございますけれども、この時点まで会議の件数は182件ありました、ほぼ毎日のくらいであります。こういった仕事を見ますと、本当に歴代の首長さんは大変だったなということを感じ、また自分でその仕事をチャレンジしているわけでございます。

実際に浩堂議員の質問にさらにわかりやすくと思ひまして、この182件の会議の内容をちょっと整理をしてみました。行政関係では予算査定、それから補正予算、それから決算と入札等がありまして、村行政関係では20件あったのですけれども、議会の関係では臨時会、それから定例議会等々含めまして8回ありました。

それから、長野県と広域の町村会の関係ですけれども13件ありまして、これを除きました関係を先ほどの項目6項目について分けてみました。総別してみましたら、健康で安心して暮らせるやまがたでは15件、快適で安全な住みやすいやまがたでは

わかりました。私がこれからやろうとしています本当に実際は、村の行政はある程度こういうルーチンで決められてきてあるわけでもありまして、それは一生懸命学んでいるところでございますけれども、私がそうは言ってもやらなければいけないと思い、やってきました内容が、これからも柴橋議員のところでは話があります日本一明るく元気な村をつくるぞと、こういうことで発してきたものですから、そういった活動についての取り組みは今種をまきながら、あくまでもこれから先いい、よい方向を探すというようなことで取り組んでいる内容でございますけれども、そのほかにスカイランドきよみずの大きな問題があるということも十分お話をしてまいりましたが、確かに来年でスカイランドきよみずがトヨタエンタプライズと三和商会の共同体で運営されていく、更新になるわけでございますけれども、そういったものが山形村としては持っているわけでございますけれども、継続して経営をしていっていただきたいという思いも含めまして、スカイランドきよみずの集客力を上げようというような形での思いでいろんな形の種をまいてきたというのが実情でございます。これは山形村として取り組んでいかなければ大きな内容だと思っておりますので、それを進めていきたいと思っております。

5月のとき、前回の議会のときにもお話しされました小樽の小林観光大使がこっちに見えまして、観光交流はどうですかというようなことを提案された、それを受けまして先月小樽の方に観光交流ということで行ってまいりましたけれども、あくまでも村として少しでもスカイランドきよみずの集客が伸びていくなれば、そういうことのためにやっているぞというようなことを自らやるために取り組んだような内容でございます。

そういった形で私も自ら先頭に立って動いていくというようなことを実施していきたいと思っておりますけれども、そういう中で観光行政につきましては、本当に観光農業も含めて今少しずついい方向に動いてきているというふうに判断しておりますので、私は清水寺を山形村の本当の清水寺という1300年の歴史を持った文化財があるということが一番大きな目標でありますので、それをこれからもつなげていくためにはやっぱり村外から人を呼び込まなければいけないと。呼び込んだ人たちには山形村が本当にいいぞというようなことを思ってもらえるような方策を考えていかなければいけないというふうに思っており、これから考えているのは、山形村が本当にだれからも喜ばれるような形をしたおもてなしをするような文化を入れていきたいというふうに思っているのが、今の大きなこれから考えている実情でございます。

ちょっと1つ事例でお話をさせていただきますけれども、何でおもてなしをしたかというのは、実は私の今まで勤めていました時計産業は、スイスの時計産業に負けてしまいました。今から30年、40年前はスイスに追い越せ、追い越せで追いつき、追い越せでセイコーの時計が、日本の時計産業がスイスを追い抜くような状況でおりましたけれども、現在は日本の時計の業界がざっと5,000億円を売り上げる中で日本の企業が1,000億円、4,000億円はスイスの業界で持っていつているわけでございます。

それはどのような経過からなったかといいますと、日本の産業は大量生産であります。だから、安くていいものをたくさん使ってもらおうという方策をとってやってきたわけでございますけれども、実際にはスイスは日本のそういった技術に負けてしまったのです。それで、自分たちが生き残っていくためには高級で、それで数少ないいいものを出そうということで、日々そういうものをまたどんどんと出してきているわけですが、オメガやロレックスや、そしてまたスウォッチといった会社がやられているわけですが、希少価値があって個性があって、そして例え高くても買おうという購買欲を出す、そういうような国を挙げての政策に日本は負けてしまったわけです。

その中で何を学ぶかと、そのスイスの製品は本当に製品としてのその価値と、それをつくった人の思いと、それからそれを使ってくれた人の感動を売るようなその目に見えないおもてなしの文化を取り入れたのです。それが今スイスが日本を追い越した大きな要素になっているわけです。

そこから私は何を学ぶかという、やっぱり目に見えないおもてなしを山形村がしていくということを考えていかなければいけないだろうと。例えばおそばであっても、それからナガイモであってもブルーベリーであっても、やっぱりそのところにお客さんが来てくれたときには、やっぱりつくっている人の思いとか、その例えばナガイモであったら今年のナガイモの土地づくりから、土づくりから、種を植えるから、毎日管理をしてきた私のつくったイモがここですよと。私の打ったそばがこうですよと、こういうものをつけることによって、ああ、いい村だな、そしてまた来たいなということをしていかなければいけないというふうなことを思っています、そういった形で日本一元気な山形村をつくっていこうというようなことを考えていますと言ったのが回答としてさせていただきます。

以上です。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 結構こときめ細やかにお答え願って本当にありがとうございました。先ほどの村長が示されたあの業務日報も自分も個人的に見せていただけたけれども、よく分析なさっている、よくやっているなど本当に感心しております。

また、体を張って現状を把握をしようという点も時々お見かけして、その姿も拝見しております。ただ、最後に申し上げたいのは、やはり民間と違ってこのいわゆる官庁内の壁というのはやっぱりあると思うのです。ぜひ村長にはそこを打破して、日本一明るい村づくりに一層励んでいただきたいと、以上お願い申し上げてこの質問を終了します。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員の質問を終わりました。

上条浩堂議員、次に、質問事項2「広域的クラウドサービスの導入を」について質問してください。

上条浩堂議員。

（12番 上条浩堂君 登壇）

○12番（上条浩堂君） 次の質問、「広域的クラウドサービスの導入を」について質問させていただきます。

今、山形村ばかりでなく全国的に少子高齢化が急速に進みつつあり、さらに困ったことには生産世代の減少が深刻な問題になってきています。今後の税収面に大きくかわってくることは必置でありましょう。収入の増加が望めないなら支出を抑えていくしか仕方ありません。

その支出減少に役立つ広域的クラウドサービスの導入を考える時期ではないでしょうか。現在の我が村の状況は、基本業務パッケージに村独自のカスタマイズを施しているのですが、法改正のたびに必要以上の改修費用がかかり、同時にシステム上のリスクも伴います。

もし数カ所の地方自治体が広域的に共用できるデータセンターからネットワークを介してサービスの形で提供が受けられるのなら、職員の負担軽減と同時に経費削減が可能となります。現にまだわずかではありますが国内で数カ所導入し、実践されている地域もあります。

このシステムの最大の利点は、必ずしも近隣地域に限定する必要がない点であります。もちろん今我が村で導入しているシステムのまま移行可能かとか、ほかにも様々な問題もありましょう。しかし、同じ悩みを持つ地方自治体同士がスクラムを組み、ネットワークを共有できたなら、単にコストの問題にとどまらず、災害対策やBCP

にもメリットがあるこの制度導入を一考されたらと思うのですが、村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「広域的クラウドサービスの導入について」のご質問にお答えします。

議員が言われますように自治体クラウドは自治体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取り組みだと聞いております。ご指摘のとおり自治体単独ではシステムの維持管理コスト、制度改正やシステム更新時等で更新のコストが多大であります。今後の財政負担を考えるとコスト抑制は不可欠だと思います。

県におきましては、平成21年より長野県市町村電子自治体推進委員会を設置し、自治体クラウドを研究推進しております。自治体クラウドには各自自治体の意思統一が必要ではないでしょうか。まず県主導による環境の整備を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） この件に関しましては、昨年の12月定例会の一般質問で三澤議員も触れております。その折の村長答弁によりますと、以前の村長ですけれども、村長答弁によると庁内電算室に基幹系業務サーバーを設置、長野市にある業務システムの提供業者、基幹系システムのデータのバックアップをしている。通信回線で結んだ遠隔地へ信頼の高いバックアップをしていると、こういう答弁があつて、取り組んでいることは認めるのですけれども、つい先ごろの全協で総務課長が答弁の中でこれ、はっきり言ってしまつていいと思うのですけれども、電算に対する支払いが年間6,000万円くらいの支払いがあると、記憶に間違いがなければそういうふうにお聞きしたわけですけれども、これも念頭に置いて、今先ほど言った県でそういう指導、意思統一を図って県指導でやる。

しかし、今、山形村がそういういわゆる知識を持っていないければ、もしもあしたにもどこかの地方自治体からお誘いがあるかもしれないではないですか、山形村さん、一緒に手を組みませんか。そのときに、いや、我が村はまだ全然勉強していないか

らというのではまことに寂しい限りなものですから、近いうちに勉強会なりそういう組織づくりですか、広域クラウドへの対策、これが必要だと思うのですけれども、これに対してはいかがでありますか。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 自治体のクラウド制度につきましては、長野県の市町村電子自治体推進委員会、これは全部入っておりますので、そこで検討をされているところでございます。経費の解消、削減、それから業務の効率化、職員の負担軽減、住民サービスの向上、こういったものを目的として設置されておりますので、この中でやはり村も当然参画しておりますので動いていく形になると思います。

それと、4月の肉づけ補正の中で、一部クラウド方式に山形村も移行しているという説明をさせていただいております。山形村の場合、企業の方にある程度の部分で委託をしている部分がありますけれども、やはりそれぞれの自治体によって持っているものが違います。これをいかにそこに統一していくかという問題点はありますが、将来的にはやはりそういった部分でのメリット・デメリットはありますが、クラウド方式へ移行していくということは、多分私の感覚では間違いないのではないかなというふうに思います。

言われたとおり単独ではとても無理な状態ではありますので、うち山形村としても移行できるものにつきましては10月から移行するような手はずになっておりますので、このような方向に進めば職員の軽減もできますし、専門的なものにつきましてもそちらの方にお任せできるという分がありますので、多分なメリットがあろうかなというふうには思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 県の主導で一部推進している、また一部村独自で移行しているという課長の答弁でよくわかりましたけれども、聞くところによりますとあまりその規模が違う自治体同士はちょっと無理みたいなことを聞いております。したがって、例えば1万人規模なら1万人規模同士が手を結ぶのが一番効率的でいいのかなと、そういうふうに思っておりますが、ただその場合でも同じ会社のシステムを使っていないと果たして手を結べるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 先ほど言いましたみたいにやはり委託をしている業者なり違ったり、それぞれの自治体独自で持っていたりしますので、どこがこの基幹的サー

ビスセンターになるか、もしくはサービスセンターを設置をしていくかということになるかと思えます。国の方でもこういったシステムを進めておりますので、私ども幾ら小さい自治体でも、逆に言えば小さい自治体ほどこういったところへ加入すべきではないのかなど、利用すべきではないのかなというふうに思いますし、防災面の面から言ってもこういったところを利用するのが非常に大きなメリットがあるのではないかというふうに思いますので、そんなことで私どもの方は考えております。

○議長（上條光明君） 上条浩堂議員。

○12番（上条浩堂君） 課長答弁で大変よくわかりました。最後にこのクラウドサービスの先進地として、これは報道された内容からですけれども、九州のある一部では県境を越して2つの県が手を結び、4つの町がこのクラウドサービスを開始していると、こういうこともございますので、いつまた山形村にもそういうお誘いがあるかもしれません。ぜひその辺のところだけを念頭に置いておいていただきたいとお願い申し上げます、この質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位4番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「村長の施政について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。

百瀬村長就任6カ月目となりましたが、日本一明るい元気な村づくりといろいろな会議で発言していますが、お題目だけで先の政策が見えてきません。日本一になるための具体的な方針を示していただきたいものです。新村長の手腕には村民はたくさん期待しています。そんなことから山形村の将来の展望についてをお聞きします。

私は今回大きな項目で2つの質問をさせていただきます。その1は、「村長の施政について」、初めに村長の将来的な展望や計画をお聞きします。

（1）村道について。

A、上大池のバイパス（村道2級1号線）は、平成9年から11年にかけて施工されていますが、この先の小坂までのバイパス延長の計画はあるのでしょうか。

B、小坂地区のセブンから明治屋まで（村道1級2号線）のセブンイレブンの入り口は平成20年に拡張工事が施工されましたが、今後の拡張工事の計画はあるのでしょうか。

C、役場東の道路（村道東12号線）のグリーン道路までの歩道新設、側溝の新設工事の計画はあるのでしょうか。

D、上竹田地区の新道バイパス、平成10年から11年にかけて新設されましたが、それから上の唐沢（塩尻・穂高・鍋割線）までの延長計画はあるのでしょうか。

E、下竹田地区では新道北6線の道路が平成20年に拡張されましたが、公園から神明・唐沢（塩尻・穂高・鍋割線）までの延長計画はあるのでしょうか。

（2）地域づくりについて。

A、地域づくりは地区の要望・改善等はいつから始まったのでしょうか。

B、地域づくりに上がっていないから改善ができないとか、何でも地域づくりが優先されていますが、村の政策はないのでしょうか。

（3）弱者対策について。

A、塩尻市では、紙おむつを使う世帯に燃えるごみ指定袋を支給している。

◎要介護や要支援の認定を受けた人たちがいる世帯。

◎障害者手帳の交付を受けた人がいる世帯。

◎2歳未満の幼児がいる世帯。

上記の世帯について、山形でも支給できないのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 竹野入恒夫議員のご質問に回答いたします。

まず、「村長の施政について」のご質問でございますけれども、（1）番の「村道について」の質問です。

AからEまでの5路線、それぞれの今後の整備計画についてであります。今までの経過を見ますと、ご質問のAとBですが、計画では上大池の淀の内連絡班から古宮の交差点を通り、広田の水田地帯の中を抜け明治屋線に接続し、山形郵便局までを整備する1路線の計画となっています。このうち上大池から古宮交差点までは整備が済んでいます。その後、郵便局から明治屋までの道路改良を計画しましたが、拡幅につい

て地元と調整がつかなかったため、平成19年度に路面復旧工事のみを実施した経過があります。平成20年度にはセブンイレブン前の交差点改良工事を実施しています。

次に、Cの質問ですが、役場から東に向かう路線ですが、歩道の新設の要望はなかったかと思えます。側溝については、農地への排水対策に合わせたものかと思えますが、東原地域全体の中で対応していかなければならないと考えております。

次に、Dの上竹田新道バイパスの先線、またEの三夜塚連絡班北側道路線で県道上竹田波田線先の神明、唐沢地区まで抜ける路線、DとEとも西に接続する県道までの計画となっていますが、県道上竹田波田線までを一区切りで考えております。

A、BまたD、Eの先線についてですが、この4路線、村の基幹道路としての必要性を再認識するとともに、財政面からも国の補助事業を取り入れることが必要であります。またそれぞれ宅地化が進む中、用地確保が難しい路線ではありますが、今後適応できる事業選択を含め幹線道路計画について見直しを行い、財政状況を見ながら早期に整備できるように検討してまいりたいと思えます。

次に、(2)の「地域づくり」についてですが、Aの「地域づくりはいつ始まったか」のご質問ですが、定かではありませんが、昭和57年から61年に行われた新農構の農村地域農業構造改善事業のソフト事業として最初は始まったものと思われ、現在に至っております。

Bの「何でも地域づくりが優先されるか」との質問ですが、基本的には各区の地域づくりから要望された事項を基本としてきております。緊急性、必要性等の状況によりましては、必ずしも優先されるものではないと考えております。また、村の実施計画の中で政策的なものにつきましては、住民の皆さんの意見を聞いた中で判断をしていくこととなります。

次に、(3)の「弱者対策について」の紙おむつを使う世帯に燃えるごみ指定袋を支給できないかとの質問ですが、竹野入議員の言われるとおりの要介護者、身障手帳交付者のうち紙おむつの使用者及び幼児のいる世帯に可燃ごみの袋を支給することによりごみ処理の負担軽減が図れますので、今後前向きに検討していきたいと思えます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 道路、村道についていろいろ説明をもらったのですが、やはり計画されているということではなくて、やはり村長の考えとして今後どうしていくのだと、この今やっぱり宅地ができて難しくなってくる部分が大分出てくるわけで

すので、今のうちに手を打っておかないと、この路線はこうなるのだということを村民に示しておかないと、いつまでたってもその山形の道路というものは整備されないと、もう村長がかわっても何にも手をつけないでそのまま終わってしまうというのが現状だと思うのです。

やっぱり新村長になったからにはこうするのだというはっきりした計画を示して、この路線というもう村の人たちにこの路線はこうなるのだということを確実に約束するようなものをつくっていかねばいけないと思うのですがその辺どうでしょうか。

それと、地域づくりの件ですが、最近課にいろんな細かいことをお願いしても、これは地域づくりから上がっていないからできませんよという答えがいっぱい返ってきます。この地域づくりで上がっているものが地区別にどのぐらい上がって、どのぐらい解決しているのか、毎年毎年、その辺のことをちょっとここ2～3年教えてもらいたいと思いますし、少し前までは他の市町村ではすぐやる課というのができまして話題になりましたが、どこの市町村でも住民が困っていることをいち早くやるようにそのかわりなつたとも聞いております。

私も松本に会社があるわけですが、今井にあるのですが、団地の末端にあるので大雨のときなど水があふれてしまい敷地内に入ってきて困っていました。それで市役所へ電話してお願いしたところ、現場をすぐ見に来てくれまして、浸透ますを設置していただき大分軽減されました。このように松本市ではすぐに飛んできてやってくれると。こっちの方がびっくりするぐらいの早さでした。村の方針や今後の対応ですぐやる課みたいなものがないものか、その辺は村長にお聞きしたいと思います。

3番目として地域づくりに上がってきた中で例えばの例ですが、側溝が破損したりして詰まったりして水があふれ出たと、改善欲しいというような要望が出て、緊急性があるのですぐ対応してくれたということですが、毎年毎年その路線、川についてはどこかそういう形であふれてしまうと。優先して修理してもらうのはわかるのですが、そうではなくて村の方針の政策の中に、この川は直さなければいけないのだよということが織り込まれていないのだよね。だから、その都度の応急措置で終わってしまう。やっぱり村のそういう確固たる計画というものが必要だと思うのです。そういう計画、政策ができないものかお聞きします。

○議長（上條光明君） 竹野入議員、そのぐらいでちょっと一旦切りますか。

○11番（竹野入恒夫君） お願いします。

○議長（上條光明君） ちょっと答弁する方も大変かと思っておりますので。

○11番（竹野入恒夫君） はい、わかりました。

○議長（上條光明君） では、まずは村長、いいですか。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それでは幾つもあったものですから、最初の村道についてですけども、委員の言われるとおりでございます。村の重要な村道でありますので、基本的にそういう情勢も踏めて出していかなければいけないと思っていますので、研究して進めていきたいというふうに思っております。

それから、すぐやる課です。本当に私もすぐやる課というのが欲しいような気がいたしてもおります。たまたまこの間、埼玉県の寄居町にいきましたときにもちょうど目の前に、すぐやる課がありましてその話を聞いてきたのですけれども、定年をされた皆さんたちが数人集まって、それですぐやる課をつくったというようなお話で、具体的な動きはどうかと言ったら、空き家を調べて空き家対策の取り組みをさせてもらっていますなんていう話をしてくれたのですが、そういうことも1つの本当にいい方針のやり方だなどと思ひまして、検討していきたいなど思っております。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 地域づくり全体の部分でちょっと申し上げたいと思ひますけれども、全体の件数についてはちょっと今持っていないのですけれども、地域づくりから上がってきているものにつきましては、実は上がってきているもの以外に区長の段階でこんなものはあるなというので落としている分もありますので、それも含めるとかなりの部分があるかと思ひます。

それと、ほとんど出てきているものがハードの部分でございます。ソフト面ではほとんど出てきていないものですから、やっぱりハード面がすごく多くなってきているという部分であります。

それと、地域づくりで上がってきている分につきましては、それぞれの課でもって検討をさせていただいているのですけれども、例えば防犯関係につきましては上がってきている分につきましては、それぞれの防犯協会等で調査をさせていただいて必要性、そういったものを見た上で設置すべきかどうかということになっておりますので、基本的にはそこに上がってきたものですが、やはり先ほど言ったみたいに緊急性だったり、危なかったり、それからやっぱり必要性があったりしたものについては、必ずしもそこに上がっているからやる、上がっていないからやらないということではなくて、こちらの方の判断としてさせていただくということになるかと思ひます。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 総務課長が言いましたようにハードの部分での件数が非常に地域づくりの関係で多いわけですが、地域づくりに上がっていないからという部分ではなくて、先ほども言いましたように緊急性という部分を考慮した中で対応はさせていただいております。区長さんから直接連絡があることもありますし、土木委員という部分からもあります。一応地域づくりという言い方なのでありますが、ある程度共有した情報という意味合いでのことで確認をさせていただいているだけでありますので、その地域づくりに上げているからできないとかできるという部分ではありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 国の中部縦貫自動車道も計画されてから用地交渉を行う前に10年間凍結されたそうであります。下地ができているために、いよいよ現地説明会を行っていよいよスタートをすると聞いております。このように計画ができていまずと話が前に進んでくるわけですので、10年、20年先を見据えた道路行政というのが必要になると思うのです。村長もさっきやってくれると言ったのですが、やはりこれだけ自動車側の交通量が増えてきていますので、早い時期の対応を少しでも、1カ所でもいいからその前向きにやっていただきたいと。

特に上竹田新道あたりはもうあそこでとまってしまっているけれども、交通量は上までずっと延びていますので、その辺のことをどこからやるということは難しいと思いますが、特に上竹田新道あたりもお願いしたいのですがその辺どうでしょうか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 竹野入議員言われるとおりにこのそれぞれの路線、大変村の基幹路線となっております。特に上竹田新道につきましては実施計画、34年以降とはなっておりますけれども、実施計画にも上げさせていただいております。ただ、いろんな情勢の中から考えると、もう1度見直すという時期にも来ているかと思えます。国の補助制度も変わってきておりますし、村の村内についても上水道、下水道の整備によりまして大分道路が傷んでいる部分もあります。そういう維持補修も含めた中で計画性を持って早期に実現できるよう対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 先ほどから言っていて申しわけないのですが、やっぱり地

域づくりに上がらないとやってもらえない。また、地域づくりの中でも後回しにされてしまうというのがあります。絶対その人たちは困っているので上げてくるので、村もその辺のことをよく見てもらって、後回しにするのではなくて進んでやってもらいたい。今、そこに側溝から水があふれているのに、これは地域づくりに上がっていないから直せないのだと。区長を通して上げてもらってこいというようなのが今現状です。だから、この辺を徹底して精査して、さっき言ったようにぜひすぐやる課みたいな設置もお願いしたいと思うのです。

その地域づくりに頼らないような行政はできますか、これから。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 竹野入議員のお気持ちはよくわかりますけれども、今一応組織上そういった仕組みがあるとしたら仕組みを大優先にやるということになりますので、一旦区長との話し合いということがルールだと思いますけれども、ただ今言われたとおり緊急性の問題は、すぐその場で関係者が集まってやるというような形ということですが、その仕組みを変えて即その何でもかんでも区長の話置いてすぐやる課に行くと、こういうような形というのはもうちょっと考えていかなければいけない話だと思いますけれども、いずれにしろ住民の皆さんたちの気持ちを聞いて対応することとは一番大事、優先だと思いますので考えてはいきたいと思っております。組織的に仕組みを変えていくということはまだ検討する、していかなければいけない内容なものですから、お答えはちょっとすぐにはできません。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今、村長の言われたとおりだけれども、やっぱり緊急性があってそういうものに困っているので、まず課に行って言ったら区長と相談してくれと言うので区長に相談して、区長からも言ってもらっても、また私らが言ってもなかなか明かれないと。やっぱり地域づくりが優先だと。

だから、その地域づくりの締め、例えば8月で締めるのだったら、それまでに上がってきたものしかだめだと。それ以後に上がってきたものは採用できないということになってしまうのです。それをそこに今、水が出てあふれているのに区長も言って、私も言っていてもだめだと、そういう判断を今、村は事実やっているのです。だから、そういうことのないように今後対策をお願いしたいと。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地域づくりか

ら上がってきたものがすべてだとは思っておりません。ですので、言われたとおりの前に危ないものがあるのに上がっていないからという部分ではちょっとどうなのかなと思いますので、その辺はその辺を確かめた上でもって、すぐやらなければいけないものについてはすぐできるような、そんなことは当然指導をしていくということになります。

それともう1つ、やっぱり各地区からいろんな考えのもとに要望を出されたことにつきまして、この今の地域づくり、新農構で始まったかと思いますが、このシステムというものは私は非常にいいものだとは思っております。ただ、そこに村の構想がうまく合致して、それとも相まっていくことがいいのかなというふうに思っておりますので、今言った緊急性等のものにつきましてはそういったもので対応していくのが当然かというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） ちょっと1つ答えが落ちていたので聞きますが、その地域づくりで上がってきて部分的に直してもだめだったという村の政策の中で、計画の中で入れていくことはできないかと、その辺はどうでしょうか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 当然その維持管理という部分での修繕というものと、それから全体計画の中でやっていく部分というのが出てくるものですから、今地域づくりの中ではそういう整備計画というものと、それから公共施設の修繕というようなもの、2方向で要望を上げていただいているということがあるものですから、あくまでも修繕に関するものはそこで対応をさせていただいて、全体計画という部分で必要があるものは、そういう計画に沿って大きな工事で進めさせていただくような形をとっております。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫君議員。

○11番（竹野入恒夫君） この件はいいです。それでは。

○議長（上條光明君） 竹野入議員。

○11番（竹野入恒夫君） それでは、今の件はいいですので、弱者対策について質問します。前向きな答弁でありありがとうございます。現状の山形村での可燃物指定の値段は幾らだか村長ご存じですか。他の市町村、松本、塩尻、朝日の可燃物指定の値段はどのようになっているのかお聞きします。

塩尻市のこのおむつの支給の例ですが、塩尻市ではおむつを使う世帯へ燃えるごみ

指定袋を支給ということで、紙おむつを使う世帯に申請により燃えるごみ指定袋25リットルを支給します。紙おむつを燃えるごみとして出す場合において、ごみ処理手数料の一部を負担軽減を図るものです。

家庭において紙おむつを使用している世帯で、次のいずれかに該当する世帯が対象です。1、要介護や要支援の認定を受けた人がいる世帯、介護保険証の提示が必要。1人当たり月5枚、25リットル袋を申請月から介護認定の有効期限の月までの分を支給します。申請月から起算して最高1年間、1年ごとに支給するという事です。

2、障害者手帳の交付を受けた人がいる世帯。障害者手帳の提示が必要ですが、申請のあった月から1人当たり年60枚、25リットル袋を支給します。1年ごとに支給します。

3、2歳未満の幼児のいる世帯、新生児、出生届から満2歳になるまでの分、2年分として1人当たり120枚を支給します。新生児以外、申請のあった月から満2歳になる月までの月数に5を乗じた枚数を支給します、25リットル袋と。

4、その他長期にわたる紙おむつを大量に排出せざるを得ないと市長が認めた者、申請のあった月から1人当たり60枚、25リットル袋を支給します。1年ごとに支給するという事です。

それと、このようなことが塩尻市の規約ですが、山形でもやっぱりこの辺の塩尻市のやっている、4を私はちょっと載せなかったのですが、塩尻市の4の長期的におむつを大量に排出せざるを得ないと市長が認めた、これを村長が認めたというような形でこの4までのを希望したいのですがどんなふうでしょうか。この大体塩尻市と似たような状況でお願いできないものかと思っていますが。

○議長（上條光明君） ただいまの質問、倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 今、竹野議員の言われましたうちの山形村は今のところ考えておりますのが、塩尻市に従いましてもし考えた場合ですけれども、要介護者、要支援者、この関係につきましては紙おむつを使用する世帯とございますので、要介護者の4、要介護者の5の方々にしようではないかと。あと身障手帳の交付者を受けている世帯につきましては、考えますのは膀胱、あと直腸の障害者の方々が紙おむつを使用するのではないかと。あと2歳児未満のいる世帯、この方には当然おむつを使用しておりますので支給対象になると。あと、長期の大量におむつを排出せざるを得ないと村長が認めた者、これに対しまして当然入れるべきではないかと、そんな考えでおります。

以上です。

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 値段。

○議長（上條光明君） 竹野入。

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） ごみの値段。

○議長（上條光明君） 値段？

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 袋の値段はどうです。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 袋の値段かと思われまじけれども、1枚当たり可燃ごみにしまして36円くらい、これは製造コスト、プラスごみの処理経費を上乗せしております。大体処理経費としておよそ30円を見ております。

以上です。

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 他町村はどうです。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員、何回でも質問できるので、ちょっともし落ちていたら質問を。

竹野入恒夫議員。

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 他町村はどうですか。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 松塩筑広域施設組合構成市村、4市村ございますけれども、それぞれ多少袋の大きさと容量、寸法、バラバラであります。現在のところ山形村が当時自立をするという財政計画の中で処理経費を上乗せしたものですから、現在松本市では処理経費は今のところ上乗せしていないというふうに聞いております。塩尻、朝日の事業につきましては若干製造から配布、いわゆる村民、市民が購入するまでの経費が形がちょっといわゆる松本、山形とやり方が違うものですからちょっと調べにくいものですから、それはまだまだ調べたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○ 1 1 番（竹野入恒夫君） 私の調べたところで言いますと、私たちが一般的にお店で買う値段は1枚当たり20枚で924円、1枚当たりで46円2銭ですか、松本市の可燃物の袋は30枚で198円、1枚6.6円、塩尻、朝日可燃物指定袋は10枚で378円、1枚37円80銭ぐらいですか。やっぱりかなり違うわけですね。松本市、確かにうちの方、自立ということでこのように決めたわけですが、やっぱりこれだけのものを山形でも

子供に支給してくれるとなれば、この金額でいくと5,250円ぐらいのことで済みます。これ、大体村でやるとしたらこの新生児は何人ぐらいいて、要介護は何人ぐらい、大体どのぐらいのこれ人数になるか、大体わかりますか。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 今現在その要介護者の4、5の方につきましては103名ございます。あと身障手帳の膀胱、直腸の方、この方は一応手帳は11名出ておりますけれども、ほとんどの方がストーマを使用しておりますので該当にならないのではないかと思います。あと2歳未満の児童の世帯、これにつきましては大体年間今70人前後ですか、の出生ではないかと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） やっぱり弱者支援のためにはそんなに驚くような数字ではないのです。ぜひ予算をとっていただいて早急にやっていただきたいと。やっぱり他町村に比べて燃えるごみの指定袋は高いです。なるべくこの弱者は助かると思っていますので、ぜひ早いうちと言うけれども、いつごろからやるのか、村長の考えはどんなふうなのでしょうか。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変竹野入議員からいいご提案をいただきましたけれども、これを受けまして本当に早急に対応するような形を考えますのでご答弁申し上げます。

○11番（竹野入恒夫君） 以上です。

○議長（上條光明君） この件はいいですか。

○11番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（上條光明君） ちょっと竹野入議員の質問の途中ですけれども、ちょっと区切りがいいものですから、ここで本会議をちょっと休憩したいと思います。

午後1時まで休憩します。休憩。

（午後 0時03分）

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午後 1時00分）

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「オープンガーデンについて」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 2番目の質問で、(2)「オープンガーデンについて」を質問いたします。

近年のガーデニングブームに乗じ、専門家が手がけたものだけではなく、個人で庭づくりを楽しむ人が増えてきております。村民の皆さんが丹精を込めて育てている庭を公開し、多くの方々と一緒に楽しみながら情報交換などを行うことが、観光資源の乏しい山形での事業にオープンガーデンが適していると思うが、村長の考えはどうですしょう。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、答弁いたします。

「オープンガーデンについて」のご質問であります。昨今のブームもあり、自宅の庭でガーデニングを楽しむご家庭が増えていることは大変喜ばしいことであると思えます。元来、山形村は、苗木・緑化木生産、造園業が盛んでもありますので、その思いはまた特別であります。

さて、これらの個人の庭を一般公開して観光資源の1つにしてはという提案でございますが、こうした取り組みは小布施町や須坂市、また花いっぱい発祥地の松本市なども実施されていて、観光のまちづくり、美しい景観づくりに大いに寄与していると聞き及んでおります。

山形村では町並みや集落のあり方、さらには道路や駐車場の事情なども他の地域とは異なりますので、オープンガーデンを広く展開するということが難しい面があると思えますが、個人の庭や身近な街路などを村民の皆さんがきれいにし、整備し、心の和む豊かな住環境を自らの手でつくることは、花を介した人と人との交流を深め、豊かな生活文化を築くことと考えております。

オープンガーデンの取り組みは、村内外の人々の憩い・安らぎの場の確保、また観光・交流の面からも大いに結構なことであり、今後ますますこうした動きが前進、発

展していただきたいと願っております。

いささか希望ではありますが、オープンガーデンについての答弁とさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 結論の出ないような答弁でしたが、ちょっと小布施町のオープンガーデンについてちょっと説明しますと、丹精を込めた個人のお庭を開放し、花を介して人と人との交流を深め豊かな生活文化を築く事業として、平成12年に38軒のお宅が参加して始まったオープンガーデン、現在では130軒のお宅で丹精込めてつくったお庭を公開し、訪れた人との交流の輪を広げているということです。

小布施町の町長の言葉を引用しますと、各家庭では日常生活に花を取り入れ豊かな生活空間を形成し、ライフスタイルの向上に努め、日々花との生活を楽しむ家が増えてきました。さらに、丹精込めた庭をお客様にご覧いただき、一緒に楽しむことで、現在失われがちな心の交流を目指して始められたのが小布施町のオープンガーデンだそうです。心地よい空間と交流を楽しみながらオープンガーデンをお訪ねくださるお客様は年々増えております。こうした花によるまちづくりの底流には小布施人の町を愛する心、お客様をおもてなしする心が強くあります。古来日本にはお客様を迎える作法として、もてなし、振る舞い、しつらえという言葉がありました。しつらえられたオープンガーデンですてきなもてなし、振る舞いがあるかもしれません。多くのお客様にお越しいただき心の交流をいただければ、これにすぐる喜びはございません。ご来町を心よりお待ち申し上げますということで町長の言葉があるのですが、小布施町でも初めは38軒しか参加しなかったけれども、ほんの少しの庭でも見てもらいたいという人が多くて130軒、やっぱり丹精込めた庭は人に見てもらいたいという気持ちがあると思うのです。

山形でもそのほんのわずか、5～6軒でもいいから観光協会とタイアップしてやっていくようなことはできないか、村長にお聞きします。

松本市でも平成16年からオープンガーデンの事業があり実施されておりますが、それはどのようにしているのかわかっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） まず5軒でも6軒でもどうかというお話ですけれども、あくまでその個人のお庭ということですので、個人が同意してもらわないことにはど

うしようもないというのが大前提なのですが、あと先進地の小布施町とか須坂市、それから松本でどんなような状況でやっているか、それからどんな問題があるかというのにつきまして、今後検討しなければならないと思いますけれども、観光協会の方でその観光ビジョンの中では、そこら辺はまだ全然取り組みというか考えてはいないようなのですが、そこら辺も今後こちらの方でこんなようなことの提案があったということで観光協会の方へおつなぎした中で、取り組んでいただけるならば取り組んでいただくような格好になろうかと思えます。

それから、どのような取り組みという状況なのですが、ちょっと現在のところこちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 実は山形でもオープンガーデンのあれが今年あったのです。清水高原で8月10日から18日までの間ですけれども、10軒の皆さんがそのオープンガーデンの案内をしてくれました。それで、私行ってきたのです。それで、10軒のうち6軒だけ回ってきましたけれども、4軒は時間がなかったとか、まだ見えていなかったとか、その人たちは別荘の人たちなものですから、向こうから来られて自分の庭を用意して、さあ、どうぞというようなことだったのですが、私が行けましたのは16日までですけれども、6軒のところはやっぱり今言われるような形で、都会から来て山形の高原の私の別荘の庭をこのような形で作ってみたと、だからちょっと来てくださいませんか。それで、ましてや別荘の人たちはそこにいる間の時間の短い時間だけれども、何かいろんな人たちと交流をしたいという思いでやりましたと、こういうことをしたのですけれども、全く言われたとおりのおもてなしとか、それから人の交流とか、それから私の庭だけれども見てくださいと、こういう思いがひしひしと伝わってきていいなと思いました。

なものですから、村のこちらの方の中にもいい庭もいっぱい持っている家がたくさんありますけれども、それを見せるというのはそのついていなければいけないし、それからそれなりに手入れをしなければいけないと、こういうことがあるものですから、たまたま清水高原の人たちについては非常にいいような感じでしたけれども、村のところについては今、住吉課長が言われたみたいにまだ話はしてありませんけれども、目的とかそこから得られるおもてなしとか気持ちの交流とかというものというのは必ず得られるなという実感はしてまいりました。そんな話をします。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今、村長の方から別荘でそういうことをやったという話を聞きまして心強く思うのですが、小布施町では町長の自宅もオープンガーデンになっているそうです。それで、町長のうちは特別で、縁側に置かれているのはビールサーバーが置かれて、これは特にイベントとかそういうものがあるのではなくて、基本的に常設されているそうです。これは町長のお庭を見にきてくれた人に、一般の人が普通に入って自由にこのビールを飲んでくださいという形でサービスをしているそうです。

そもそも小布施のオープンガーデンはおもてなしのプランの1つで、その中の1つだと。町民の個人の庭を開放することだけではなくて、つまりキャッチボールをしているボールが転がってしまったと。他人の家だとちょっと遠慮するのですが、小布施の場合はその家庭にそのボールを取りに行くような状態で、そんな小さなことから始めたということです。

ですから、山形でもできると思うのです、細かい点から言って。このようなおもてなしの心がこれからの観光事業にはどうしても取り入れていかなければいけないと思うのです。その辺の村長の考えと、山形村の売りであります道祖神とオープンガーデンというような形でもって、そんな組み合わせをして自転車で回るような、貸し自転車あたりを用意しなければいけないかもしれませんが、そんなような形で山形村に少しの間でも多く滞在してもらえるような方法をとっておかないと、観光資源が乏しい村では何かやらなければいけないと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） また先ほどのお話もおもてなしの心のお話をしましたけれども、竹野入恒夫議員とまた同じ思いかと思いますが、確かに滞在してもらうにはそこにて、やっぱり話をしてそのよさをわかってもらうというのでなければ、来てくれた人たちだってただ通り過ぎていってしまうだけと、そういうことがありますので、本当に山形村の中でいいお庭がありましたら、そういうような形でいくということはいいと思いますけれども、まだそこまでのプランは構想ができておりませんので、形になりませんが、たまたま私の思いを伝えるならば、観光農園で来られる皆さんたちはそこに来て例えばブルーベリーを摘むにしても、お客さんが来てとってくれますから、そういう中では交流ができるということは、そういう中にそのおもてなしの心も少しずつ広げていくというのは1つかなんていうふうに思います。

それから、道祖神の話が出ましたけれども、実はこの間小樽に行きましたときに、小樽の観光協会の会長さんが、私は清水寺とそれから道祖神ともろもろの農産物の話をしたのですけれども、その道祖神を見たときに、私たち小樽もこの気持ちを大事にするのがこれからの商売だと言ったのです。

小樽はこの前もお話ししましたけれども、去年だけでも660万人の人を呼び込む人出、ただ過去に約900万人の人がいたのが落ちたもので、何とかしないとというような対策で観光大使ができたという話もしたかと思いますが、その人たちが求めるのはすばらしいその観光施設とか、それからそれはあるのだけれども、それだけでは600万人しかの価値しかないではないかということで、さらにそれを広げるための何かというのがその道祖神みたいな昔からの地域の人たちが大事に育てているその気持ちと、それからこれを継承しようとするそういった文化がやはり小樽にはまだ足りないではないかと、こういうことを行ってすぐ言ったのです。

私が求めるのはこれだということをその観光協会の会長さんが言ったときに私は、おお、なかなかこの人すごいなと思ったのですけれども、そういった中での道祖神を使いながら、村外からの人たちのおもてなしをしていこうというのは全く同感でございます。そういうような形を何かの形というか、いい形でもってやっていきたいなどは思っていますけれども、まだ確定のビジョンと、そういった形は決まっていませんけれども、参考にさせていただきたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） これからやっていく、やるのは大変だと思いますが、やっぱり山形に合った形のものをつくっていき、やっぱりその庭を見てもらうにしても、だれもいなくても気楽に入れるような、そんな形のお互いに制約のないような形のものをつくっていただいて、ぜひ観光事業の1つとしていただきたいと思いますので、最後の希望です。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 中 村 弘 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位5番、中村弘議員の質問を行います。

中村弘議員、質問事項1「独身男女の出会いの場を」について質問してください。

中村弘議員。

(9番 中村 弘君 登壇)

○9番(中村 弘君) 9番、中村弘でございます。私は今回2つの質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に今、山形村は基幹産業である農業についている若者が増えてきております。その中におきまして昔と違いまして今、男女の出会いをする場所がありません。その中で将来的に人口増、それから活性化にもつながるためにも独身男女の出会いの場を考えたかどうかと、そういう提案でございます。山形村は保育園もでき、また子育て支援センターもできます。将来的にこの独身男女の縁結びの計画を組んだらいかという提案でございますけれども、村長の考えを聞きたいと思います。

以上です。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、中村議員の質問にお答えします。

「独身男女の出会いの場を」のご質問にお答えします。

山形村では平成18年度に結婚相談員事業が廃止となりました。過去にはサラダ街道協議会やトライズカンパニーが出会いの場のイベントなどを開催し、結婚に至ったケースもありました。また近年では、JA松本ハイランド青年部の出会いの事業、みどりの風プロジェクトが現在も実施されております。山形村の農村青年が都会の女性と結ばれたケースもあります。

その中で、平成23年4月からは、県が運用を開始したながの結婚支援ネットワークで結婚希望者をデータベース化し、条件検索、引き合わせを行うながの結婚マッチングシステムは1つの方策かと考えます。現在、マッチングシステムには松本市、原村など5つの市町村、社会福祉協議会等あわせて24の団体が参加をしています。

県は今年度信州結婚サポーターを募集し、さらなる結婚支援を進めています。まだマッチングによる成果はないようですが、今後長野県結婚支援ネットワークへの参加も検討していきたいと考えています。

最近、松本市や松川村など大々的な結婚イベントが開催され、話題となりました。山形村でも村内有志の皆さんを中心にした実行委員会組織の立ち上げやイベントの開催に向けた動きがあると伺っています。今後、イベント開催に当たっては必要な支援

を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） ありがとうございます。ちょっとお聞きしたいのでございますけれども、現在山形村、結婚適齢期の皆さん、どのくらいいるかお聞きができればお願いをしたいと思っておりますし、それから村長も今申し上げましたが、18年度相談員がなくなったということでございますけれども、確かにそのときに言われたのが農協に、JAにもある、それから県の方にもあるというたしかに話でございましたけれども、今この話の中でJAの方も、ただみどりの風の中であるということですが、ちょっとまだ見えてこない、そういう形でございます。

それから、県の関係でございますけれども、確かにあるのですけれども、村の子供たちの青年会議というのがありまして、そこへ行けば募集があるそうです。けど、この中に、村の中にいる者に対しては全然見えてきませんけれども、今度は村としてこういう相談、相談ではないですが合わせる、こういう企画的なものをよそに任せるのではなくて村としてはできないかどうか、もう1回お聞きします。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） まず最初の適齢期の人数でございますけれども、これにつきましては現在結婚する方の年齢、それは様々ございます。その中でもって一応適齢期とは何歳を指すのかちょっと把握してございません。当然人数も把握してございません。

あと、村独自ということでございますけれども、これにつきましては先ほど言いましたように村内の有志の方々が実行委員会組織を立ち上げていただいて、その方でもってイベント等を開催してもらって結びつきを努めてございます。そこらを利用していければなと考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） わかりました。適齢期とは何歳だかちょっと年齢的なものはあれですが、この間新聞に出ておりましたけれども朝日村、朝日村では有志でもって立ち上げたと、これ、観光協会ですか、商工会ですか、が主体になってやっているようでございますけれども、村として今そういう動きがあるということがちょっとまだ全然私たちの方へわかってまいりませんので、ぜひこういうものを進めるに当たって協

力をしてやっていただきたいというのが私の考えでございます。

それから、こういうことをやるにはどうしても経費がかかる。そういう何か、それから場所の提供とかにもいろいろあります。それで、村としてはこういうものに対して経費の補助、それから場所の提供はできるかどうか、もう1回お聞きします。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 今現在村の企画の中でちょっとありますのが、未婚の男女の方、男性は村内の方、女性は村内を問わず募集します。それでもって、あと今のところその集まっていた方には灯籠をつくっていただきます。その灯籠をつくった後でもって立食パーティー、これにつきましては農産加工の友の会の方に委託しまして料理をつくっていただきまして、それでもって出会いを考慮してもらおうと。その後、もし誕生したカップルがありましたら、そのつくった牛乳パックの灯籠に2人でもって火をともしてもらおうと、そんな計画がございます。

それで、これにつきましても、ちょっとこちらの方もご相談ございまして、できれば村からも補助金をしてもらいたいと、そういう要望が出ております。もし今後これをもし正式に決まりましたら、また理事者と進めまして場所の提供、あと補助金等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘員。

○9番（中村 弘君） ありがとうございます。ぜひ早いところそういうものを進めていただきたいと思っております。それから、もう1つお聞きしたいのは、前村長、清沢村長が話をした中に、スカイランドきよみずでもそういう計画があるということを知りましたが、その関係が全然見えてまいりませんが、これはどうなっているか、ひとつお聞きをしたい、そういうことでございます。

それから、この結婚相談員は個人でやっている相談員がいます。確かに村の中を回っていると思っておりますけれども、この皆さんはボランティアでございますと話してきます。だから、2人か3人で回っていますけれども、それでその人が結婚が決まれば1人当たり100万円ぐらいの経費はとるそうでございますけれども、そういうボランティアの方もおりますので、ぜひ村としてそういう被害に遭わないような、100万円ぐらいならいいといううちもあるかもしれませんけれども、ぜひよろしくお聞きをしたいと思います。

最初に、スカイランドきよみずの関係でそういう計画があるかどうかお聞きします。

○議長（上條光明君） 住吉産業振興課長。

○産業振興課長（住吉 誠君） そのスカイランドでそういう計画があるかということなのですけれども、3カ月くらいに一週ずつの会議等をやっているわけなのですけれども、そういう話はちょっとここ1～2年では聞いたことがございません。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） ぜひスカイランドきよみずで、ああいう宿泊施設でございますので、そういう施設を使った中에서도ぜひやっていければ集客もある形になりますので、その考えもぜひ伝えていただいて、計画を組んでいただきたい、そういう考えでおります。

そういうことでもっていろいろ質問したかったのだがわからなくなりました。ぜひ県の関係、そういうものに対して村としてアピール、宣伝をしないと全然若い人はわからない形の中で今おりますので、ぜひそこらを宣伝をしてお願いをしたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 先ほど言いましたマッチングシステムの関係、これにつまましてほとんど知られていない状態ですので、またこれを何らか広報等、そういうことでもって紹介していきたいと、そう考えております。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 今、若い農業を継いでもらう若者が増えてきております。ぜひ保育園、それから子育て支援センター、そういうものの中でこれを活用するためにも若い男女が結婚しないと活用できませんので、ぜひこれからもそういう2人の出会いの場を考えながら山形の活性化に努めていていただきたいと思っております。

以上で終わります、これは。

○議長（上條光明君） よろしいですか。中村弘議員、次に、質問事項2「なろう原霊園のその後の状況は」について質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） なろう原公園の中に霊園があります。その霊園の状況についてお伺いしたいと思います。現在なろう原公園、売れた数は幾つあるか、それからこの間のあの中でちょっとわかりにくかった、24年度は6件だということを聞いており

ますけれども、残された数はどのくらいあるか、それから金額が決まっているわけ
でございますけれども、今後その金額をいじる計画はあるかどうか、そういうことを聞
きたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「なろう原霊園のその後の状況については」ということにつ
いてお答えします。

なろう原霊園は全5区画、507の聖地を整備し、平成19年よりA、B、Cの3
区画、計290聖地を現在販売しています。D、Eの2区画217聖地は、現在販売
中の区画がほぼ完売となる時期を見て今後の販売を予定しています。

現在までの販売数ですが、A、B、C区画290聖地のうち152聖地が済みとな
っています。残り138区画となっています。

維持管理面では支障木の伐採や法面の維持工事、建物や墓石に供えられた花などの
清掃を定期的に行っている現状であります。金額的につきましては、特に変更の計画
を今聞いておりませんので、そのままということをお願いします。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 290という数字のがまだ売り出したのが138残っている
という形でございますけれども、このいわゆる宣伝の方は広報とかそういうものだけで
やっているか、その状況をお願いをしたいと思います。

それから、ここでもって何年間の計画でもって終わらせる予定か、そこらもわか
たらお願いをしたいと思います。現在残っているのが138、まだ200幾つかあ
るのですが、残っている数がありますので、それも早く売り切った方がいいのではな
いかというあれもありますけれども、そこらの考えはどうでしょうか。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） お答えいたします。まずこの金額につきましては、やはり
当時の建設、造成、償還等を含めた中での設定が当時されてこの金額でありますので、
当面は事情がない限り変更はないということをお知らせしておきたいと思いま
す。

さて、このまず507区画の聖地ですけれども、私、建設当時は携わっておりませ

んでしたけれども、村におけるこの公営の墓地の需要度から見て、あるいは開発できる面積から見て507前後にしたかと思われまます。当然当初は多くのこの墓地を希望しているという中で、早いうちにここが完売になるというふうに見ていたかと思いません。

が、実際募集をかけてみますと、なかなかその経済状況も含めましてすぐにここがいっぱいにならなかったというような状況かと思われまます。そういったわけでありまますので、事あるごとにこちらではこういった墓地の販売についてはPRはさせてもらってあります。

一例では4月における連絡長さんの合同的な会議、あるいは時期を見た広報、最近では新聞でも公営墓地という特集の中でも取り上げられて問い合わせもあつたりいたします。そういうわけでありまますので、なかなかある意味では宣伝がしにくい物件ではありますけれども、やはりさらに掘り起こしをするためにも今後も何らかの方法でPRはしていきたいと思いまますので、よろしくお願ひしたいと思いまます。

以上です。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） ありがとうございます。宣伝しにくい物件ということで、確かにそうだと思いますけれども、最後にお願ひをしたいのがこの507戸、何年かかたら終わらせるという最初の計画はどのころだったかということでもって、それだけお聞きをしたいと思いまますがいかがですか。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 大変申しわけありませんが、ちょっと調べてありませんので、また何らかの機会のときにまたご報告できるようなことをとりたいと思いまます。

○議長（上條光明君） 中村弘議員。

○9番（中村 弘君） はい、わかった。ぜひまたお願ひをしたいと思いまます。

以上で終わります。

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で中村弘議員の質問は終了しました。

◇ 宮 澤 敏 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位6番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「福祉避難所について」を質問してください。

宮澤敏議員。

(6番 宮澤 敏君 登壇)

○6番(宮澤 敏君) 議席番号6番、宮澤敏です。今回は大きく分けて3つのテーマで村長に質問します。

初めに、「福祉避難所について」お聞きいたします。福祉避難所は高齢者や障害者などの災害時要援護者が日常生活上の支援が受けられるなど、安心して避難できるようにしようとするものであります。指定要件はなく、施設の安全性が確保され、浴場や休憩室など一定の設備を供え、バリアフリー化が図られている施設を指定しております。

そこで質問いたします。

山形村の現在の指定状況をお示してください。

2点目、福祉避難所への避難対象者の要件及びその把握状況についてお示してください。

3点目、指定された福祉避難所への避難対象者の入所可能人数をお示してください。

4点目、福祉避難所はどのようなときに、どのような要件のもとで開放されるのかお示してください。

5点目、運営面でバリアフリー等の施設面、介護用品等の物資面について、また専門職等の人材及び医療機関等への緊急時の移送手段の確保について、それぞれの課題をお示してください。

以上、5点ご答弁願います。

○議長(上條光明君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

「福祉避難所について」のご質問についてであります。

1の「山形村の現在の指定状況について」ですが、当村の福祉避難所は、耐震・耐火構造の建物であり、土砂災害危険箇所区域外、またバリアフリー化されている保健福祉センター内の保健センター部分を指定しております。

2の「福祉避難所への避難対象者要件及びその把握状況」ですが、福祉避難所への避難対象者要件につきましては、原則として介護保険施設や病院等へ入所・入院に至らない程度の者であり、かつ避難所での生活において特別な配慮が必要とする者で、

具体的には視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、知的障害者、精神障害者、要介護者、妊産婦、乳幼児、病弱者とその家族が該当するかと思われます。

把握状況につきましては、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、知的障害者、精神障害者、要介護者で329名の方がおります。

3の「指定された福祉避難所への入所可能数」ですが、国のガイドラインによりますと1人当たりおおむね2～4㎡とされており、当村としましては、1人当たり畳2畳分の3.3㎡を基準にしますと、保健センターは436㎡ですので132名を受け入れることができます。

4の「福祉避難所はどのようなときに、どのような要件のもとで開放されるか」ですが、福祉避難所は災害が発生し、または発生の恐れがある場合で、避難所に避難してきた者の中に福祉避難所の利用対象者となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断したときに開設し、職員、要介護者及びその家族、地域住民、支援団体に場所の周知を行います。そして、受け入れを行います。

5の「運用面でバリアフリー等の施設面、介護用品等の物資面、また専門職等の人材及び医療機関等への緊急時移送手段確保のそれぞれの課題について」ですが、バリアフリー等の施設面につきましては、保健センターだけでは対象者を全員受け入れできませんので、バリアフリーの施設であるデイサービスセンターや保育園等の利用が考えられますが、長期的になりますと本来の機能に何らかの支障を来す可能性があります。

介護用品等の物資面は、常日ごろ備蓄しておく施設がないことが課題であります。

専門職等人材及び医療機関等への緊急時移送手段の確保につきましては、有資格者の把握や介護サービス提供事業者との協定締結、一般ボランティアの受け入れの方針の検討があります。また、移送手段につきましては、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段の確保できるよう福祉車両、一般車両の調達リストの作成が必要になります。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） ただいま答弁をいただきました。それぞれ数字を出していただきましたけれども、福祉避難所への避難対象者は329名ということで、指定された福祉避難所の入所可能数は132名ということで、福祉避難所はどのようなときに開放されるかということで、避難所に避難してきたその中に福祉避難所の利用対象者が

大体この準備が完了といたしますか、そういった設備のあれではなくてこういう手続的な面で受け入れができるようになるのはいつごろの予定といたしますか、はっきりした日にちとかはわからないと思えますけれども、なりそうですか。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） この計画、まず最初に運営マニュアルを作成いたします。それに伴いまして必要な物の数とかそういうのが決まっています。そこらの計画をやっていますとちょっといつとは言えませんが、大至急つくっていかなくてはならないのではないかと、そう考えております。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） ただいま答弁をいただきました。そういうことでこれからやっていかれるということで、今後関係部局との連携のもとに災害時要援護者の立場に立った実効ある取り組みを要望いたしてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員、次に、質問事項2「震災時の備蓄品の充実について」を質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、2点目の「震災時の備蓄品の充実について」、東日本大震災の教訓として、災害時女性への配慮に欠けた事例として女性用品が足りない、授乳場所がない、トイレが男女別になっていない等が上げられました。物資の備蓄においては、例えば生理用品、粉ミルク用品、紙おむつ用品、女性用下着等、避難所においてはプライバシーの確保のため間仕切り等が上げられたようですので、これらの事例を参考にして対策に反映させていくことについてはどのように考えますか。

以上ご答弁願います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 「災害時の備蓄品の充実について」のご質問がありましたのでお答えします。

宮澤議員の例で上げていただいた物品は、女性や乳児にとりまして重要な物品であります。この中で当村にあるのは寄附でいただいた紙おむつがあるだけで、その他の物は備蓄していないのが現状であります。随時必要な物品を検討し、備蓄していき

いと思います。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 政府が今年の8月に発表した指針の備蓄品項目の中に食物アレルギーに留意した非常食を検討すべきとしておりますが、この件についてはどのようにお考えかお答えください。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） アレルギーにつきましてはいろいろなアレルギー源物質がございます。それで、全アレルギーに対応しては難しいと思われまので、米アレルギーと小麦アレルギー、この両方のアレルギーの方はほとんどないため、主食である米やパンでアレルギー対応していきたいと思っております。

また、粉ミルクにつきましてはアレルギー対応ミルクがありますので、備蓄を考えていきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 答弁をいただきました。今ここで答弁いただいたわけですが、避難所においてプライバシーの確保や環境改善とか、血栓症とか、床の冷気対策として間仕切りだとか段ボールベッドとかを検討して関西大学とかほかのところでは備蓄品を備えているわけですが、今回これをすぐとは言いませんので、また今後の検討事項に入れて検討していただきたいということを申し添えて今回のこの質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員、次に、質問事項3「放課後児童クラブについて」を質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 「放課後児童クラブについて」、放課後児童クラブは児童福祉法第6条の2に定める放課後児童健全育成事業を言い、保護者が就労等により家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

そこで質問いたします。

このたび児童福祉法が改正され、小学校6年生まで受け入れることを義務づけられるようになりましたが、どのように対応されますか。

2点目、厚生労働省からガイドラインがおりてくると思いますが、事前にどのようなクラブがよいのかを前提にした検討会を行う考えはどうでしょうか。

3点目、27年開始を想定して4年から6年までのニーズ調査を始めている市町村もありますが、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

以上ご答弁願います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、答弁いたします。「放課後児童クラブについて」のご質問にお答えします。

1の「どのように対応されるか」であります。これまで法律、児童福祉法により放課後児童健全育成事業はおおむね10歳未満の児童を対象に実施されてきましたが、宮澤議員の質問のとおり法改正により「10歳未満」の表現が削除され、平成27年4月以降小学生がすべて対象児童となることになりました。

現在の法律上はおおむね小学校3年までの受け入れとなっておりますが、これまでの厚生労働省からの通知などにより、各市町村においては4年生以上、また障害児の受け入れも積極的に行い、放課後対策の充実を図るように求められてきました。

当村では、平成24年度までは小学校4年生までの受け入れを行い、今年度からは小学校5年生までの受け入れを行っております。法改正による小学校6年生までの受け入れは、平成27年度の子ども・子育て支援事業の施行から本格的に実施となる予定ですが、当村としましては現在利用している7名の5年生の利用が途切れることなく継続できるよう1年の前倒しをして、26年度から6年生までの受け入れを計画したいと考えています。

2の「検討会を行う考え」ですが、放課後児童クラブの運営については、放課後児童健全育成事業の実施要綱などに基づき、よりよい運営ができるよう配慮をしております。どのような放課後児童クラブがよいのかを前提とした検討会につきましては、本年6月議会の条例制定により設置しました山形村子ども・子育て会議を検討会組織として位置づけ、よりよい放課後児童クラブとなるべき内容検討を行っていくことにしております。

放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て支援事業の充実のメニューの1つにもなっており、先月9月2日に第1回目の山形村子ども・子育て会議でも放課後児童健全育成事業の概要を申し上げたところでございます。

また、小学校の放課後対策の充実ということで、小学校を初め学校支援地域本部との連携を図るとともに、放課後児童クラブの親の会や支援をしていただける地域住民、関係機関からの意見や提案を取り入れるとともに協力をいただきたいと思います。

指導員の研修については、現在でも受講可能な研修会には参加をしておりますので、さらに機会があれば研修を受け、より充実した放課後児童健全育成事業となるように考えております。

続きまして、3の「今後の取り組み」ですが、27年度の子ども・子育て支援事業の施行に合わせて事業計画づくりのためのアンケート（ニーズ）調査をそれぞれ各自治体で本格的に行われることとなっています。当村でも子ども・子育て支援事業計画の策定のためのアンケート（ニーズ）調査を予定していますが、原則就学前児童0歳から5歳児の保護者を対象とした調査となります。国からのアンケート調査の内容の指定項目もあり、最終的な調査票案がこれから示される見込みですので、国からの情報提供があり次第10月ころかと思いますが、アンケート調査を実施の予定であります。

以上であります。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） ただいま答弁をいただきました。子ども・子育て会議を9月2日の日に開いて、その子ども・子育て会議がこの検討会の母体になって進めていくという答弁をいただきました。山形の場合はもう4年生、5年生まで受け入れて、かなり先進的な事例でやってこられたのではないかなと思いますけれども、27年からはもう6年まで希望者は全員受け付けるということになってきたわけなのですけれども、現在のこの1番目の質問に関連しまして登録者数です、これは何名いるのか。また、最大何名まで受け入れが可能なのか。学校との連携はどのように行っているのかということで、わかるところだけお答えいただきたいと思います。

○議長（上條光明君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村康利君） 現在の児童館の登録児童でございますけれども、年間を通して登録している児童という形でいきますと、現在全部で79名ほどが登録児童となっております。

国の方からの指導によりますと、あまり多いのは望ましくないというような傾向もございますけれども、比較的児童館が広いスペースを有しておりますので、受け入れとしましては十分な面積ではないかというふうに理解しております。

○議長（上條光明君） 宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 児童館がスペースがあるので人数が増えても6年までは受けても十分対応ができるというご答弁だと思います。それで、社会保障、これは有識人であつております社会保障制度国民会議の報告書、8月6日付で学童期の放課後対策がまだ手薄ということで、小学校と放課後児童クラブの連携による教育と福祉の連続性の担保とともに指導員の研修の整備、地域の人々が積極的にかかわり、支援していく体制の構築などが必要とありますが、先ほど答弁いただいた中にこれらの施策はほぼ入っていると思います。

そういうことで、検討会でこのようなことをまた協議の場を設けていただいて、実施していただきたいというふうに考えます。そういうことで、以上で放課後児童クラブについての質問は終了させていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で宮澤敏議員の質問は終了しました。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位7番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「ふるさと納税について」を質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） 議席番号2番、三澤一男です。本日は大きく2項目を質問させていただきます。

まず、第1番目の「ふるさと納税について」質問させていただきます。

多くの自治体で財源確保の一助としてふるさと納税と言われている寄附金制度の活用促進をしています。村にも山形村ふるさと応援基金条例があります。この目的は山形村を愛し、応援するための寄附金、その他の収入を活用して村の自然、歴史及び文化を守りはぐくみ、魅力あるふるさとづくりを推進するため設置するとなっております。

そこで現在の基金の状況をお伺いいたします。施行後どのくらいの寄附があり、使

途があればお教えてください。また、今後この基金の活用の方法等お考えがあったらお伺いします。

以上質問させていただきます。ご答弁をお願いします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 三澤議員のご質問にお答えします。

「ふるさと納税について」のご質問であります。ふるさと応援基金はふるさと応援寄附金を適正に管理し、運用するために平成20年10月に設置された基金でありまして、これまでいただいた寄附は延べ19件、108万4,000円であります。これに預金利息と平成22年12月に廃止した地域づくり推進基金の残預金270万円をあわせると合計399万円が基金収入となっております。

基金の用途については、山形村ふるさと応援基金条例で規定されております。その中で定める事業の財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができることになっております。具体的には①自然を守り景観を創造する事業、②祭りやイベントを振興する事業、③子育て支援や教育を振興する事業、④農業や観光などの産業を振興する事業、⑤地域福祉を推進する事業、⑥その他村長が特に必要と認める事業の6つの項目であります。

これまでふるさと応援基金から支出した額は、平成23年度が92万5,000円、平成24年度が50万円、合計142万5,000円であります。その充当先は一般会計の社会福祉総務費、児童福祉総務費、農業振興費、体育施設費、学校管理費などです。いただいた寄附につきましては、今後もふるさと応援基金条例にのっとり貴重な財源として有効に活用していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） はい、ありがとうございます。このようなことをお聞きしましたのは、この基金条例があるということ自身がはっきりわからないケースがある。本日に隣の村の朝日村のホームページを見ると、すぐここにはこの寄附をいただいた年度と金額等をどのようなふうに使われているかというようなことが載っております。

そのような部分でいくと山形村のあのホームページも当然載っておりますけれども、なかなかその辺のところにとどり着くのが難しいというようなことがありますので、

それでちょっとお聞きしました。

そこで、今、県では昨年度同じような目的のふるさと信州寄附金に過去最高の424件、1,830万円が寄せられたということであります。これは1万円以上の寄附者には3,000円程度、5万円以上の寄附者には6,000円程度の県内の特産のお酒や果樹などを謝礼として贈る。また、本年度は1万円以上の寄附者には5,000円程度に拡充したようです。また、他市町村でも同様な取り組みをしているようです。

そこでお伺いします。これは寄附金ですから、当然当年度分は所得税から控除されることとなります。住民税は翌年の住民税から控除されることとなりますが、平均的な所得の方が山形村に寄附をいただいた場合、税額は減税額がどのくらいになるかお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 野口税務課長。

○税務課長（野口英明君） 原則基本的には県または市町村に寄附した場合に、寄附金額の2,000円を超える部分について所得税と住民税あわせて全額控除されます。ただ、この住民税についても上限がありまして、住民税の所得割の1割が上限になるという内容になります。

以上です。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今言われましたようにそういった寄附をしていただくと控除されるわけですが、これが1万円を寄附してもらうと、それはその所得に応じて変わるわけですが、ここでちょっと例として新聞の記事でご覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、下伊那郡の阿南町が寄附金相当額の町内産の米を贈る取り組みを開始したということで、これは寄附をしていただいた方のほぼ同じぐらゐの金額を贈ると。それは、寄附金で米を買い取って町内の農家さんを支援すると。

また、これは伊那市なのですけれども、伊那市が中央アルプスに石でできた山小屋を改築しているというところがありまして、これに金額に応じて市有の温泉施設の入浴券、またはその山荘の宿泊券を贈っているというようなことです。これは本村の基本条例にも農業や観光などの産業を振興する事業を対象にするということで村長答弁いただいたように含まれているわけです。そういったようなこともこの寄附の条例、基金条例を有効に生かす手段だというふうに思います。

それで、今私がお話ししたように村特産物やスカイランドの宿泊券を贈呈するというようなことがお考えがないかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） ふるさと応援基金もそうですが、ふるさとのために寄附をされた方につきましては、山形村としては村の特産物をお贈りさせていただいているというのが今の現状でございます。それにスカイランドの宿泊券がいいのかどうかという部分については、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思いますが、今現在としたら村の特産物をそれぞれの方ということで対応させていただいているというのが事実でございます。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今答弁いただいたように村はそんな特産物を贈っていると。相当額かどうかというのはまた別として、そういった気持ちをやはり寄附していただいた方に贈るということは大変必要なことだというふうに考えます。

村長の目指している日本一明るい村づくり、元気で明るい村づくり、応援者もいなければいけないということで、この基金は村の出身されている方や都会で生活されている村人会の方だけでなく、例えば清水の別荘に都会からもって住んでいらっしゃる方、こういう方にもその趣旨をやはりお伝えしてご協力いただくようなこともいろんな形で、それから広報等を先般もちょっとそのきよみずの総会に出たときに、別荘の所有者の方から広報を送ってくれないかと、山形のというようなご依頼がございました。

その広報なんかをそういう方に送ることによって、より山形村が身近なものになって、おお、山形村を応援してやろうぞ、やろうかというような形にもなれると思います。そういったことで当然予算的なもの、その他いろいろあるかもしれませんが、そういったものをやはり山形にかかわりのある方にいろんな形でお送りするというようなことは、これは必要ではないかというふうに思いますが、その辺のところはどうですか。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） せっかく山形村を思って寄附をしていただいておりますので、やっぱり気持ちよくやっぱり受け取ってもらったり、また寄附をしていただくという面からしても、やっぱり何らかのおもてなしというか、村としてのお返しが必要かなと。金銭の大小ではなくて、そういったやっぱり気持ちは大事にしていく必要はあるかなというふうに思っています。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 産業振興や活性化と言ってもやっぱり財源が必要になるわけですが、今回の例は財源確保という面では大変少ない額かもしれませんが、こういったことでやはりその財源だけではなくて、今、総務課長が言われたように山形と外にいる方がつながって、それで応援していただけるというようなことから言うところのふるさと応援基金、これがふるさと納税という形で言わせていただきましたけれども必要になるというふうに思います。

最後に村長、この辺のところ、もう一度お考えがあればご答弁いただければと。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私はふるさとが山形村が本当にあってよかったなと思っている1人でありまして、やっぱりこのふるさとを離れて、たまたま私の場合は35年前にシンガポールにいたものですから、余計にそういう思いがあるわけでございますけれども、山形村を離れてやはり都会の方に行かれて仕事をされ、1つの事業をなし遂げた人とか、それからやはり山形村に思い出があるその人たちの気持ちというものは、本当に年配の方が多くいわけでございますけれども、ふるさとを思うそういう大先輩の気持ちには本当に敬意を表すものがあります。そんな形でやはり山形、ふるさとがあってよかったなと思っているような形にはしていかなければいけないと思っていますので、そういう思いを出したくても出せなかったとか、積極的に出していただいているとか、そういうような人たちに案内をしたり、そしてしていただいた人には今、小野総務課長の方から言われたとおり気持ちよく山形村を本当に生まれてよかったな、住んでよかったな、また山形にいる人たちよ、頑張ってくれよと、こういうような気持ちを出していただくような環境をつくっていきたいというふうに思っていますので、そういうふうに進めていきます。ありがとうございました。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 本当山形をとにかく応援していただけるように、そんな形で進めていただければというふうに思います。

○議長（上條光明君） いいですか、この質問はよろしいですか。

○2番（三澤一男君） この質問は終わります。

○議長（上條光明君） いいですか。三澤一男議員、次に、質問事項2「インフラの長寿命化対策は」について質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。「インフラの長寿命化は」についてお聞きします。

インフラには公共の福祉のための施設で、民間事業としては成り立ちにくい学校等の公共施設、道路、橋りょう、上・下水道、電気、ガス、電話などを総称して建造物からパイプ類、場合によっては電気機器、サーバー等のハードウェアが該当するとされています。

村の管理で該当するものとしては学校・庁舎等の建物、道路、橋、上・下水道の施設、サーバー等の施設があります。今まで整備してきた施設も耐用年数が近づき、老朽化した設備もあると思います。新たに建設するとなると巨額な費用が発生します。早目の対策で長寿命化をすることが防災・減災の面からも必要と考えます。

それで、質問させていただきます。実施計画に上げている内容もあると思いますが、それぞれの対策と計画、考え方をお伺いいたします。

以上質問とします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「インフラの長寿命化対策について」のご質問にお答えします。

議員が言われますように老朽化の状況によりますが、早目の対策が必要かと思えます。まず、道路関係についてですが、本年度国土交通省から道路ストックの総点検実施についての通知が来ています。これは老朽化が進む道路を適格に維持管理をし、更新していくための点検調査の実施です。メニューが橋りょう、トンネル、舗装、附属物に分かれています。来年度村では舗装について調査点検を実施していくよう計画を進めています。

次に、橋りょうの関係ですが、本年度に長寿命化計画策定の予定でしたが、前年度の補正予算で採択となり、繰越事業として前倒しで着手しております。国の補助事業で補助率は50%であります。先月に業者も決まり、本年度に点検調査し、修繕計画を策定する予定となっております。

次に、上水道施設関係でございますが、ほとんどの施設が古いため、長寿命化より施設更新が必要な時期となっております。このため平成22年度に策定した水道ビジョンに基づき耐震診断等を実施後、補強で対応できる施設と更新が必要な施設を分けて

対応していく計画です。平成24年度に沈殿池とろ過池の耐震診断を実施しています。

次に、下水道施設ですが、平成24年度から実施しており、施設の点検調査が終了しましたので、本年度修繕計画を策定する予定です。

今後、道路や橋りょう、下水道の各施設について修繕計画に基づき、国の交付金を活用しながら計画的に修繕を実施していく予定です。

次に、教育委員会関係の公共施設について考え方を述べさせていただきます。まず、山形小学校ですが、校舎の多くは昭和54年と昭和55年に建築されています。その後、児童数の増加や教育環境の変化もあり、昭和58年に校舎の増築をし、平成16年には校舎1棟を新築しました。

平成16年度には建築当初の建物の外壁のひび割れや防水シートの劣化等が認められたため、国の補助を得て老朽施設の大規模改造を行い施設の長寿命化を図りました。なお、改修の時期としては建築後20年から25年を経過した建物を想定し、改修を図ることとしました。

次に、トレーニングセンターですが、全面的な改修として外壁や屋根の改修を平成13年度に行いました。これは外壁面のクラック等から雨水が浸入し、コンクリートの強度を劣化させたり、鉄筋を腐食させたりすることを防ぎ、建物の延命を図るために行ったものです。大規模な改修としては、先ほどの校舎と同じく建築後20年から25年経過した時点を目安としました。

これらの大規模改修を実施した結果、建物の躯体に影響が生ずるような経年劣化による不具合は現在のところありません。三澤議員のご指摘のとおり計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する予防保全型の管理が今後必要になってくると思われます。

なお、ふるさと伝承館については、劣化が進んでいるため建てかえを考えています。また、その他の教育委員会関係の公共施設については、小学校舎やトレーニングセンターの改修実績を踏まえ、やはり建築後20年から25年の間で必要に応じて大規模な改修を考えていきたいと思っております。

今後建物の長寿命化を図っていくためには、改修履歴とともに劣化の状況を客観的に把握することが求められてくると思われます。一定の年数を経過した建物については劣化診断を行ったり、特殊建築物の定期報告時の調査資料を活用したりして把握できた内容を体系的にデータベース化し、それを管理・活用しながら改修の優先順位を決め計画的に工事を実施するなど、公共施設の長寿命化を図っていくことが必要となっ

てくると考えております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、多方面の答弁をいただいておりますので、それぞれちょっとお聞きしていきたいと思います。道路に関しては、今現在はほとんどの道路というか、すべての道路は村道ということになっているようですから、村道がすべて対象になっていると思いますけれども、その辺のところをもう一度、以前も聞いていると思うのですが、総延長数としたらどのくらいあるのでしょうか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 村道についてなのですけれども、ちょっと総延長については今手持ちの資料がありませんので、後ほどまたお答えをしたいと思います。

それで、一応村道の中でも幹線道路という部分、1・2級、それからその他という部分の道路も含んでおりますけれども、主には1・2級とその他というような、の一部について点検調査を実施していくという内容であります。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 済みません。こういう数字的なことを特にお聞きすることはあまり私も考えていなかったのですが、そうしますと道路に当然橋りょうがかかっているのですが、橋りょうも今のお話ですと点検をしたということで着手しているようですからお聞きしたいのですけれども、ちなみに唐沢川というのは村でも1級河川で、その管理の橋の部分はどこが管理するかということについて、私もちょっと明確に理解していないのでお聞きしたいと思いますけれども、ちょうど唐沢川の唐沢上から下に渡るところ、あれ、唐沢橋という、唐沢川にかかっているのは唐沢橋というところがあるようですが、これが昭和36年の建設になっておりまして、そうすると経過が52年経過しています。この辺のところは当然耐震なり調査対象になっていたと思いますけれども、その辺のところをお聞きしたいというのは、これ、小学校、中学生の通学道路にもなっておりまして、前後は今村道、規定では4メートル以上は舗装でということですからなっているのですけれども、橋の幅もたしか4メートルぐらいなのです。結局そうすると橋のところに来るとかなりこう狭まってしまう。

これ、そういう改修対象になるとしたら、やはり道路のそのまま通行できるようなそんなような状態に改修していただきたいというふうに思うのですが、その辺のところはお聞きしたいと思いますでしょうか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 村道にかかっている橋りょうについては、1級河川であらうともその村での管理になります。で、耐震調査という部分であります。耐震強度がない場合は現況での修繕という形になるかと思えます。今まで例えば4メートルあったものを改良で今度5メートルにという部分はなかなか難しいかとは思いますが、あくまでも現況に合った修繕という部分が対象になると思えます。

今回耐震の長寿命化というメニューの中には先ほども言いましたように道路もあり、橋りょうもあり、トンネルもありという部分なものですから、橋りょうに関しては前年度前倒しというような形の中で全60カ所ですか、およそ対象に本年度前倒しで点検調査を実施しております。

道路については、先ほども言いましたように来年度に点検調査ができるような形の中で現在計画を進めております。

以上です。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今のお話ですと、私の言うのは安全面も含めてその現状維持を当然その私の長寿命化というのは、延命をするための工事が必要ですが、安全面でいけばよくあるではないですか、橋でも狭い橋を少し歩道を設けるような形でよくしているケース、そんなような対策をしながら拡張ができないかということをお聞きしたわけですが、その辺のところはどうですか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 目的があくまでも長寿命化という部分で、当然安全面という部分はあるのですが、それについては通行についての、交通についての安全面という形に入ってくるかと思えます。ですので、あくまでもこの調査点検の長寿命化というものについては、長寿命化という部分に限られてくるかと思えます。

以上です。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） この件はいろいろとそのまま何度も聞いても同じ回答になるかもしれませんがそれ以上はお聞きしませんけれども、やはりその辺のところはやはり同じようにもし改修するとしたら、少しそれをする事によって、それはお金の出どころとかそういうことは違うのかもしれませんが、そういった対策をすることによって住民の安心・安全が守れるのではないかというふうに思いますので、その

辺のところの進め方については、もう少し柔軟な対応ができないかなというふうに思いますが、これは村長、どうですか、そういうようなところは。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 一般的に言われたら三澤議員の言われたとおり、どうせ同じ工事をやるなら一緒にやれたらいいではないかというふうな思いだと思います。実際にそれが可能ならばそれをやるのが一番いいかと思えますけれども、やっぱり決められた決まりの中で運営されていくという形になりますと順序、段階を踏むか、または同じような提案をしながら検討をしていくかということになるかと思えますけれども、時と場合を見ながら、現状を見ながら判断していく内容かと思えますけれども、そんなような形の答弁になりますので、よろしくお願いします。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） はい、ありがとうございました。そういったことで、今後そういった限られた資源というか、そういったものの長寿命化をお願いしているわけですから、それをやったから、またそのまま何十年もということになるということになると現状が変わらないわけで、その辺は考えていただきながら進めていただければというふうに思います。

それから、下水道に関しても、これは24年から点検をされているというようなこととお話しいただいたと思えますけれども、これ実施計画を見ますと、今までの、それから経過を見ますと、大体施設の維持管理でほぼかなりの金額をそこに費やしてきているというふうに思います。それで、この24年度末で実際にこの下水道設備自身の公債残高というのはかなり30数億円あるわけですが、この辺のところを考えると、この下水道の設備というのはこれからどのくらい村としては管理し続けてこれいかなければいけないのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思いますけれども、どうなのでしょう。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 下水道施設というか、下水道につきましては当然公営企業という部類に入ってきます。その中でも法非的という法が適用になっていない事業でありますけれども、当然公営企業ですので独立採算という部分で成り立っていかなければいけないわけなのですけれども、今までに投資した金額が70億円近く多分、70億円まではちょっとあれですけれども、残りがまだ30数億円残っているという状況の中で、使用料だけで下水という部分をやっていくには非常に経営が難しいのかなと

いうようには感じております。

そうした中で、毎年村の方から2億数千万円というようなことで繰り入れをしていただいているわけなのですけれども、これがなければ下水道を運営できませんので、当面といいますか、ある程度使用料で賄えるという見通しが出るかどうかというところがあるかとは思うのですけれども、その辺で非常にまだまだ独立していくという部分は難しいのかなというようにはとらえております。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） これはまだ当然まだそういった債務もありますし、これからの長寿命化、その辺、あと施設の更新等を含めていくとまだまだ使っていかなければいけないことになると思いますので、そういった意味でももう少し細かな点検をしながら維持管理をしていくという必要があると思います。

それで、この今、下水道をお聞きしたので、上水道についてはお聞きしますけれども、上水道のところはかなり進んでいるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（上條光明君） 赤羽建設水道課長。

○建設水道課長（赤羽孝之君） 水道につきましては、進んでいるというよりも建築というか事業を開始したのが30年、昭和の30年というような部分でありますので、どちらかというともう耐用年数が来てしまっているという状況であります。

そうした中でもう長寿命化というよりも、先ほど村長答弁で言いましたけれども、更新という部分に入ってきていますので、水道の更新計画に基づきながら、ある程度施設を改修していくという部分で、補強で対応できるものは補強をしていくということなものですから、昨年度は沈殿池、それからろ過池について耐震診断を実施しております。その状況に応じながら補強をするなら補強をしていくという部分、新たに建てかえていくという部分であれば建てかえていくというような計画の中では進んでおりますけれども、決してその長寿命化という部分が水道の方だけが先行しているという部分ではありません。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは大変幅広い質問をしておりますので、道路、橋りょう、それから上・下水道、本当村の主だったインフラについてお聞きしております。学校等の校舎等そういう建物についても当然耐用年数等を含めて維持管理していただいているというふうにご答弁いただいているというふうには理解しております。

終わりに1点だけ、庁舎内のPCの件、これも施設ということになるもので、ちょ

っとそれに絡めてお聞きしていいのかどうかということになりますけれども、今、庁舎内で使っているパソコンですけれども、これはウインドウズX Pというのかなりあると思うのですけれども、これ事業計画等にも入っているかもしれませんし、もう来年度のことですからあれです。ウインドウズX Pのセキュリティーに関するサポートが、これは企業の方の話ですからやらないよと言われればそれまでなのですけれども、その件について、この使用しているP C等のサーバーに接続されておりますし、その辺のところは外部とも当然接続されているわけです。セキュリティーについてもありますので、この辺のところの更新等についてはどういうふうに考えているかだけお聞きしておきます。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 機器類につきましては、当然業者の方へお願いをしていることですので、それなりの対応になるかと思えますし、一部先ほども申し上げましたとおりクラウド方式という方式で一部移行をしております。ですので、安全面から言うところの方が安全なのかなという気がしております。ですので、よりコストがかからずに安全な方向へという方向でいきますし、機器類の更新についてはやはり5年というめどがありますので、そういった中での更新、状況によったら非常事態の場合はそれなりの対応をさせていただくということになりますので、そんなような形でもって庁舎内、あるいは庁舎から他施設へ結んでいるLANにつきましてもそんなことで対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（上條光明君） 三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今の件は了解しました。いろんな形で幅広くお聞きしました。今回この件をお聞きしたのは、将来の負担が多くなることは今後の人口推移を考えたときに少しでも減らしておくことが必要だと思ったからであります。

申し上げたように村にとって必要な設備、建物の投資は必要ですけれども、今まで築き上げてきたインフラは大切なものであります。メンテナンス、補修を小まめにすることで長寿命化が図っていくことができるのではないかというふうに考えます。

また、今後先ほども下水道の大きな件、金額が残あるというようなこととお話ししましたが、今後こういった公共事業をしていく場合に今、国も国土強靱化政策とかいろんなことをやっております。そういう中にあるP F IだとかP P Pだとかいうような民間とコラボレーションとか、そういう民間の力も使いながら進めていくということもいろいろと今後必要になる可能性があります。

行政でそれはやらなければいけないことは、もう本当にやらなければいけないこと以外にやはり民間と協力しながらそういったことも進めていく必要が今後出るかもしれないので、そういったこともあわせて検討しておくということだけ申し上げて私の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） 以上で三澤一男議員の質問は終了します。

ここで本会議を休憩したいと思います。この時計で50分までですかね。2時50分まで休憩したいと思います。休憩。

（午後 2時37分）

○議長（上條光明君） 休憩を閉じ、ただいまから本会議を再開します。

（午後 2時50分）

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位8番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「明るく元気な村づくり事業」について質問してください。柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席番号8番、柴橋潔です。

それでは、まず最初の質問です。「明るく元気な村づくり事業」についてご質問いたします。6月と書いてしまいましたけれども、4月臨時会ということでお許しいただきます。村長の思いを込めた補助金が予算化されましたが、過日の『市民タイムス』に反応が薄いとの記事が掲載されました。現在150万円の枠の中で25万円ほどが活用されております。年度途中なのでどこまで活用されるかはわからないところですが、初の試みであるので、できるだけ多くの村民の方々に利用いただければとの思いです。

そこで、①番目として、広報等でそのほかどんな方法でアピールしてきましたか。

②番目として、村内には各種団体が数多くありますが、直接制度の説明や働きかけをしたことがありますか。

③番目として、審査が厳し過ぎることはありませんか。

④番目として、申請の内容が異なれば同一申請者に年度内複数回の交付が可能ですか。

以上お伺いいたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、柴橋議員の質問にお答えしたいと思います。

「明るく元気な村づくり事業について」ということですが、これは私の日本一明るく元気な村づくりに対してのこの実施しました最初の取り組みの事業ということで、私も多いに期待をしているところでございます。先般の『市民タイムス』の記事もありましたけれども、でも少し期待が低調かなというような状況でありますけれども、これから後半期待をしていきたいところであります。

①番の「どんな方法でアピールしてきたか」でございますけれども、議員が言いますように広報が主な周知でございましたが、連絡長を通じてその席で取り組みを話し、予算計上をした趣旨を説明をして利用をお願いした経過がございます。

また、②番目の「直接制度の説明や働きかけをしたことがあるか」でありますけれども、これは直接は行っておりません。

また、③番目の「審査が厳し過ぎることはないか」との質問でございますけれども、申請をしていただければ、それに基づいた一応決められたルールでやっておりますので、審査側としては特に厳しいかというようなことは感じてはおりません。

④番目の内容ですが、「内容が異なれば同一申請者が年度内に複数回の申請が可能か」という質問でございますけれども、要綱によりますと、同年度内に1事業で補助金の交付を受けた団体、過去に同一事業3回以上の補助金を受けた団体は対象となりませんと書いてありますので、それ以外のところはよろしいかと思えます。

以上であります。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今日現在交付された、または交付予定になっている金額の合計をお聞きしたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 直近で申し上げますと7件が交付決定をされております。

金額で申し上げますと47万5,700円、予算にしますと約31.6%という予算の消化

率になっております。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 要綱の1条に「協働して明るく元気な村づくりの推進に資する活動を行う団体に事業補助金を交付する」とありますが、まず団体が形づくられていなければいけないのか。それとも、何か事業をやろうとして複数人が集まったものも団体となり得るのか、2～3人でも小さな事業ならできるとも思いますが、何人以上を団体と言うのか伺いたいと思います。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 要綱においては、「協働して明るく元気な村づくりの推進に資する活動を行う団体」ということで、団体というのが何人以上で構成というのほうはうたっておりませんので、物によって審査の案件にひっかかってくる可能性があるかと思しますので、審査の段階で何人なのかお聞きして、その内容により団体になるかどうかという判断をさせていただくということになるかと思えます。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 先ほど村長の答弁の中にもありましたが、要綱の2条2項に「交付しない団体」というのがあります。1として「同年度内に同一事業で補助金の交付を受けた団体」、2として「過去に同一事業で3回以上の補助金を受けた団体」とありますけれども、1は1回、1回という感じですからわかりやすいのですが、2の「過去に同一事業を3回」というのはちょっと3年間というふうに置きかえなければいけないというように理解できるのですが、先ほどの私の最初の質問の中に、事業内容が違えばということをお伺いしてあるのですが、その事業内容が違えばこの限りでないというふうに受けとめていいのでしょうか。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 要綱の第2条の第2項、言われるとおり同年度内に同一事業で補助金の交付を受けた団体はだめですと、過去に同一事業で3回以上と、同一事業で同年度に2回、3回ということはありませんので、これは年ということで解釈していただいてもいいと思います。このとおりでございますので、これ以外の団体につきましては、同じ団体で仮にあったとしても内容が異なっていればということになりますが、その団体がやろうとする目的が同じ団体で違うものができるのかどうか、ほかの要件がかかってきますので、申請は可能かというふうに思います。

○8番（柴橋 潔君） はい、わかりました。別表にですね。

○議長（上條光明君） 柴橋議員、済みませんが挙手と議長のあれをしてからお願いしたいと思いますが。

○8番（柴橋 潔君） はい。

○議長（上條光明君） 柴橋議員。

○8番（柴橋 潔君） 別表に対象事業の一覧表があります。第5次基本計画の「さらなる発展への基盤が整ったやまがた」という区分があります。項目の中に住宅施策として協働による道普請という事業例が載っております。栄村で話題になりました村が生コンを提供して、地域住民が整備にあたりコンクリート舗装の道路ができ上がる話ですが、村にも4メートル未満の整備されていない道路が何カ所かあります。長い路線もありますが、20～30メートルの木戸先道路というものもあります。この木戸先の道路というのは本来宅地開発業者がするべきところで、そういうのが何カ所かあります。

仮に3メートル幅の道路を整備する場合、厚さ10センチで30メートルのコンクリートを打ち込むというふうに考えたとき、10㎡のコンクリートがあれば間に合うわけで、生コン1㎡1万8,000円から2万円と言っていますけれども、2万円と見ても20万円、それに型枠、目地剤とかそういったものを入れても5万円ぐらいということで、トータルで25万円ぐらいの予算でできると思います。上限の20万円の補助金が出てきます。

整備にかかる労力提供はこれは大前提でありますけれども、この道路を5戸が使っていたとしたら、1戸1万円の負担で水たまりの道から開放されるということになっていくわけです。戸数が少なくて労力の提供がしにくいようなところでは、同じような条件のところと結いという協働をする方法もあります。

また、スピードの必要がある場合には、役場のドーザーショベルに出動していただくというようなことも考えられると思います。地域づくりではなかなかできなかった事業でもこの支援金を使えば可能になるのではと思います。

これはほんの一例ですが、一覧表の対象事業例を見るとソフト、ハードを含め総合計画にあるものすべてが対象になるものと考えられます。初めての事業でもあり、細部にわたってまだ村民皆が理解されていないとの思いがあるので、一覧表を広報に載せるか、配布をするべきと思いますが、お考えを村長にお伺いしたいと思いますが。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かにこの明るく元気な村づくり事業補助金交付対象の事業と

いうこの中の1つの今いいお話を聞かせてもらいましたが、本当に地域の人たちが自分たちでやるというようなことで、そういう計画を1つの実行隊、団体という位置づけで企画をして、またそれを予算づけをして、それで審査の対象に出していただいて審査をしてもらってこれができるのであれば非常にいいなと思いますので、一旦は企画をして出していただいたのがいいと思いますけれども、どんなものでしょうか。

そのような形で個々の、私もこれだけのいろんな内容の中には村の人たちからいろんなアイデアがあると思っていました。ですから、それぞれの本当の小さな団体でもこういうことをやりたいよという、やりたいという気持ちが元気なものですから、そういったものを取り入れて、とにかくどんどん出していただきたいと、こういうような思いでいましたので、非常にいいアイデアかと思えますので出してもらって、それをもしよろしければほかにまた水平展開するというようなことも可能かと思えますので、そんな形で広げていっていただいて、この資金がうまく使われていくのだったらうれしいなというふうに感動しております。

以上でございます。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） この審査には選定基準がございますので、その基準に合っているかどうかという問題が1つございます。それともう1つ今の例えば例で言いますと、道路の例を言われたようですけれども、状況によったら管理者の許可が必要になってきますので、その許可が得られるかどうかということも必要になってきますので、その辺だけはちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（上條光明君） 柴橋議員。

○8番（柴橋 潔君） それと、今、私の質問の後ろの方で、この一覧表をよくみんなに見てもらって活用していただくために配布の予定がありますかということをお聞きしたのですが、その答えもお願いします。

○議長（上條光明君） 百瀬村長、ではお願いします。

百瀬村長、お願いします。

○村長（百瀬 久君） 配布の予定ですね。これは配布は十分できますのでやっていきたいと思えます。はい、よろしいですか。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） この事業は協働の村づくりというための非常にいい事業であると思えます。執行率が低いまま終わってしまうと、せっかく明るく元気な村づくり

につなげようとしている村長の思いにも届かなくなってしまうということにもなります。また予算にも影響するというようなこともありますので、多いに工夫して推進していただきたいと思います。

この質問を終わります。

○議長（上條光明君） よろしいですか。柴橋潔議員、次に、質問事項２「あららぎの庄」について質問してください。

柴橋潔議員。

（８番 柴橋潔君 登壇）

○８番（柴橋 潔君） それでは、２番目の質問「あららぎの庄」について質問いたします。

２１年７月に清水寺の庫裏があららぎの庄として生まれかわりました。参拝者、見学者の休憩やトイレに利用されているのが主で、全館の利用はこの４年間の間で多い年で１４件しかなく、人数も１日１人くらいという形になっております。施設が利用されないのは大変もったいないという思いでありますので、次の質問をさせていただきます。

①休憩以外の利用者が少ないことをどう考えますか。

②番目として、宿泊ができれば利用者も増えると思いますが、２４時間使用の方法は可能ですか。

③観光の一助としての方策は何か考えておりますか。

以上、質問いたします。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

（教育長 山口隆也君 登壇）

○教育長（山口隆也君） それでは、柴橋議員の「あららぎの庄」のご質問にお答えします。

まず、休憩以外の利用者が少ないことをどう考えるかについてですが、休憩場所以外の交流施設の利用者は、施設利用が始まりました平成２１年度から平成２４年度までで延べ１，４８２人、年平均３７０人が利用しています。清水寺には年間およそ８，０００人から９，０００人の人が訪れますので、施設管理や文化財保護に支障がない限り村内外を問わず多いに利用していただきたいと思っております。

次に、宿泊ができれば利用者も増えると思うが、２４時間使用の方法は可能かにつ

いですが、有料での宿泊は旅館業法に従い県の営業許可が必要になります。許可が得られる施設は規模や構造等に決まりがあり、また運営は県の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清掃などの衛生基準に従っていかなければなりません。

このようなことから、建設時の検討委員会では許可を得るのは難しいと判断をして、有料での宿泊を前提とした開設を見送った経過があります。宿泊料を徴収しない場合は宿泊が可能ですが、管理方法、経費、宿泊のための設備などについての検討が必要になります。

また、近接地には村指定の文化財が多くあり、また山林の中であるため火気の使用や自然環境の保全など制約された中での使用になります。

最後のご質問の観光の一助としての方策は何か考えているかについてですが、あららぎの庄は清水高原の自然環境及び歴史文化を生かした学習・交流活動を通じ、周辺地域の活性化を促進するとともに、住民の利便性の向上を図るための施設であります。この設置目的と観光が整合した事業が展開されればと考えています。

以上です。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 何年くらい前のことかちょっと記憶は定かではありませんが、夏に冷を求め、また勉強のため何人かの学生が長期にわたり庫裏の2階に泊まっていたことがありました。そのころの管理がどうであったか知る由もないわけですが、割と自由に開放されていたであろうと想像ができます。

先日小学校長と話す機会があり、教科以外にクラブ等で寺子屋的な行事にあららぎの庄に泊まれるなら挑戦させてみたいという、そんな話をしていました。土の上のテントだと思えば板の間の部屋でも構わないと、多いに乗り気でありました。何でも興味を示す子供たちにいろいろな体験をさせてやりたいという思いであります。

泊まるということにちょっと私こだわり過ぎていていけないのですが、12月31日の大みそかの夜はどういう管理のもとにあの一晩中あれ、使っているというような、どういうふうになっているかちょっとわかりませんが、私行ったことないので、どういふふうに使われているかわかりませんが、行く年来る年とか大みそか懇親会とかというような名目で使用している団体があるものですから、時間的には夜中を通して多分部屋を使っていると思うのですが、こういったような使い方だ小学校や何かに開放させてやることのできたらとてもいい、すばらしいことではないかと思うのですが、その辺はどんなものでしょうか。

○議長（上條光明君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 清水高原文化交流施設の管理運営に関する規則というのがあります、その中で使用時間等ということで、交流文化施設の使用時間等は次のとおりにするということで決め事があるのですが、ただし次の各号に該当する場合で村長が必要と認めるときはこれを変更することができるという。その中に清水高原に居住する者のための集会等に使用するときとか、村が行う事業に使用するとき、それから村の学校教育、それから公民館活動及び青少年育成事業等に使用するとき、それからその他村長が必要と認めるときという、こういうのがあります、この中に大みそかの行事は該当してまいりますし、小学校がもし校長先生のそういうお考えがありましたら、この中に相談していただければ該当するのではないかと考えています。

以上です。

○議長（上條光明君） 柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今の答弁で私の聞きたいことはほとんど理解できました。どちらにしても村民が広く使えるような形に使用規定なんかをもう一度また見直していただければと思います。そんなことを申しながらこの質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で柴橋潔議員の質問は終了しました。

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（上條光明君） それでは、質問順位9番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「安心コールボランティア導入を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は4つの問題について質問したいと思います。

まず初めに、「安心コールボランティア導入を」ということで、村でも高齢者のみの家庭、一人暮らしの高齢者、また日中1人きりになる高齢者などの状況が増えつつあります。そのために緊急通報システムも導入されています。高齢になっても安心して暮らせる様々な環境づくりが必要であります。

そこで質問します。

①つ目に一人暮らし、日中1人になる、また夫婦で高齢である家庭はそれぞれ何世帯あるか。

②つ目に緊急通報システムは現在どのくらい入れられているか。また、その利用状況はどうであるか。

③つ目に緊急通報システムが導入されているのですが、今後の問題点としてはどういことが考えられるか。

④つ目に安心コールボランティア導入を安心ボランティアの会などと言うのですが、立ち上げてはどうでしょうか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 大池議員のご質問にお答えします。

「安心コールボランティア導入を」のご質問にお答えします。

まず①であります。一人暮らし、日中1人になる、夫婦で高齢である家庭はそれぞれ何世帯あるかです。6月1日現在高齢者台帳では、一人暮らし世帯は129軒、65歳以上の高齢者世帯は151世帯、日中1人になる高齢者世帯については世帯数は把握しておりません。

②の緊急通報システムは何件か、その利用状況ですが、松本広域消防局で運営している災害弱者緊急通報システム（あんしん電話）の利用者は現在16世帯です。利用状況については平成24年度緊急通報はありませんでした。

③番目の今後の問題ですが、緊急通報システムを利用するにあたり近隣の住民に緊急通報時の安否確認をしていただく協力隊を数名お願いしなければなりません。その確保が困難な方がおりました。また、広域消防局では誤報が多く、対応に苦慮しているところであります。

④番目の安心コールボランティアを導入し立ち上げてはどうかですが、平成24年度より地域包括支援センターにおいて高齢者見守り協力隊を募集しています。この協力隊は、連絡班程度の範囲で、高齢者の声かけや見守りをしていただくボランティアを行っていただくものです。コールボランティアの導入に関しては、この制度の普及を含め今後検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今の答弁の中で一人暮らしは129人、それから65歳以上の夫婦で高齢者というのが151世帯という結構たくさん数であります。また、緊急通報システムも松本広域消防の報告の中でもありましたけれども、やっぱり高齢になるとそのボタンを押すという行為自体が大変になって、だんだんだんだんこうそこまで歩いて行ってとか、その押す行為自体も大変になってくるのではないかと、それでこういう数字が出たのかなと私の判断ですけれどもそう思っています。

そういうところから見ても今、地域で山形村も先ほど24年から高齢者の見守り協力隊を募集してやり始めたというのですが、地域のサロンなんかをやってみても、やっぱり1人でうちにいる方というのは人と話をするというのにすごい、そういうこと自体が生き生きとしてきている、そういう状態を、そういう機会を何回もつくってやるということが、やっぱり高齢化に向けてのいつまでも元気で暮らせるというその一番基本的な条件になると思うのです。

それで、高齢者の見守り隊、その協力、隣近所というのも非常に1つとしては大事なことであると思いますけれども、今日提案させていただきたいその安心コールボランティアというのは、高齢者が今一人暮らしが129人おられるというのですが、その中でもやっぱり日中というか、だれとも話す機会がない、外にもあまり出られないという人が実際どのくらいおられるのか、多分人が声をかけに行くというのを非常に楽しみにしている方もたくさんいると思います。

そういう中でこの安心コールボランティアというのは、今、週に2回ぐらい安曇野市で始まっているのですが、週に2回ぐらい1人のボランティアの方が2人ぐらいを担当して2回ぐらいずつ、1人5分以内ということでやっています。そういうことで非常に楽しみにしておられて、そういう中からだんだん自分の身体的な問題、動けなくなったとか困ったとかそういうのも信頼関係の話の中からもいろいろ出てきて、それを例えば社協につなげるとか、福祉課につなげるとかというのが結構出てきているみたいです。

いろんな形での見守り隊というか、のが必要だと思うので、ぜひこの安心コールボランティアを導入させていただきたいということで今日出しました。それで、安曇野市の例なのですが、お話し相手ボランティアというのがあって、さっきの高齢者見守り協力隊と同じ感じになると思うのですが、サロンなんかでお年寄りとお話をしながら相手をするというのも1つですし、それからもう1つは出てこれない高齢者のうちへ、

お宅へ行って、それは相手が了解した上ですが、話をしに行くという事業なのですから、村としてどこまでできるかというのはわからないのですが、ぜひこういう事業も取り入れて考えていってほしいと思います。

事業自体はそんなにお金のかかるものでもなくて、その電話代として1通話70円で安曇野市はやっているのですけれども、あまりボランティアさんにもそんなに負担がかからない、そういうのでやっています。

それから、やっぱりこのボランティアをやるについては、個人情報とかやっぱりその話をするこつというのが非常に大事になってくると思うので、そういう養成講座も含めて開いているようではありますけれども、そういう点で緊急通報システムがこういう状態になったということで、また1つの方法として考えていただきたいのですけれども、どういふものでしょうか。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 先ほど言いました高齢者の見守り協力隊、これにつきましては先ほど説明がありました近隣の単位でもって高齢者の異変を感知してもらうと、そういうことです。もう1つのあくまでもこれは協力で登録制はございませんので、サポーターとあと可能な範囲でもってあいさつや声かけをしていただければと、そういうお願いをするものでございます。それで、そこらも利用していただければと思います。

それで、もう1つ地域によってはきましょ会とかぼぼねつと事業です。ちょっとこれ有料になりますけれども、これ、社会福祉協議会に委託しております。そういうのに出ていただきまして地域住民の方とお話をしていただければと思います。そこらも利用してもらえればいいかなと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 私も地域のサロン事業、いきいきサロンの方をやっていのですが、だんだん高齢になるに従ってもうそこへ出てくるのも大変になっています。やっぱりボランティアの方もそのお宅へ行って、こう時々行ってというのが、それも結構大変なことで、もう5～6年やっているのですが、やっぱり高齢になって本当に動けなくなると、だんだんこう人との会話も遠のいてくるというのが今の現状だと思いますので、確かにボランティアの方によって近隣の人の声かけというのも必要、本当に大事なことだと思うのですが、確かにそこまで決めるのならその人たちが、例えば隣のうちの方を担当して、月に1回でも週に2回でも声をかけて、それがどうであっ

たかという、そこまで情報交換できるというか、村の方ではつかめる状態にしておかないと、ボランティアでやりましょうだけだったらすごいやっぱりあまり効果がないというか、効果がないことはないのですが、だと思ふのです。

ぜひ先ほどのそのお話のその安心コールボランティアというのをに入れてはどうかということやって、これには村がやるということになれば、社協の方も当然かかわってくると思うのですが、それによって地域の方のやっぱり協働の村としての支え合いというのがこう広がっていくと思うのですが、済みません、再度返事を伺いたいと思ふいます。

また、やっぱりこうその目的の中には書いてあるのですが、そのやっぱり高齢化が進み、核家族も進む、それから一人暮らしの高齢者も増加してきているという中で、住みなれたところでやっぱり施設に入らずに生き生きと暮らすためにはお金かける、かけないのではなくて、やっぱりいろんな方法での援助が必要だと思ふいますので、ぜひこの方法も取り上げて行ってほしいと思ふのですが、再度答弁をお願いしたいと思ふいます。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） この高齢者の見守り協力隊の事業の内容ですが、ここらもちよつと再度見直しをしていきながら、さっき議員さんの言われましたコールボランティアですか、そこらもちよつと研究していきたいと、そのように思ふいます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 最後にこのさっき高齢者の方が129名、それから65歳以上の夫婦で高齢という方が151世帯と言われたのですが、実際にこの中で129人の中で、何人ぐらいに対してこの見守り隊というのですか、そういうのがかかっているのかというのがわかりましたらお願いします。

○議長（上條光明君） 倉科保健福祉課長。

○保健福祉課長（倉科 寛君） 今現在ちよつと協力隊の方がこちらに協力しますというのが出ておりませんが実情です。ですから、見守りはやっていないのではないかと思ふいます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） やっぱり立ち上げて、その人待ちではやっぱりなかなかボランティアというのは自分でもやってみて続けるというのは非常に大変です。やっぱり少し村も協力してもらって、本当にちっちゃなことでもやっぱりきちんとその結果が

どうであったかというのもつかめる状態にした上での施策でないあまり効果が出てこないと思うので、やっぱりいろんな方法を踏まえて、災害時のというのがさっきから出ているのですが、そういうためにもやっぱり日常的にやっていく必要があると思います。

だから、このコールボランティアというのは、やっぱり相手のお年寄りの方も非常にその日を待っていて楽しみにしているというのは、本当にちょうど知人がやっていたので楽しみにしていて、その人たちの交流というのも年に1回とか2回行われているようです。だから、その高齢者の方も非常に生き生きとしてきたというのが現状です。なので、それも踏まえて最後に村長さんの意見もお聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（上條光明君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大変重要なお話をされていると思っています。私も山形村に孤独死はゼロと、こういうようなことを目的の中に、私の方針の中にあるわけございまして、とにかくお年寄りの方が、ああ、だれも声をかけないで、それで寂しく亡くなっていく、そのようなことだけは絶対山形であってはいけないというようなことを自分の肝に銘じてやるようなことと思って考えておりますので、今言われましたような内容につきまして本当にボランティアの人だとか民生委員の方だとか、そしてまた社協の方だとか、そういう人たちとの相談をしながら決めていかなければいけないことだと思うのですけれども、本当にこういう高齢者のために前向きに考えていきたいとも思っております。そんなことをご答弁しておきます。

○1番（大池俊子君） いいです。

○議長（上條光明君） この件はいいですね。大池俊子議員、次に、質問事項2「葬祭センターの火葬料について」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の「葬祭センターの火葬料について」の質問をしたいと思います。広域豊科葬祭センターで火葬を行った場合、遺体1体につき組織市村で利用した場合7,000円の個人負担となっています。個人負担なしで公費負担する自治体も出ています。

安曇野市では昨年4月1日より市内に住民票がある人は無料となっています。東筑摩郡では生坂村では数年前より人生を全うされ、その気持ちも込めてということで無

料にしています。松本市でも無料になっています。

そこで質問します。山形村でも火葬料の個人負担をなくし、公費負担でできないでしょうか。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、「葬祭センターの火葬料について」のご質問にお答えします。

山形村住民の火葬料につきましては、個人負担をなくすよう前向きに考えていきますので、ご回答申し上げます。

以上です。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 違ういろんな行政の方に電話で聞いてみたのですが、やっぱり東筑の中でも違う村の方に聞いたら、やっぱり山形でやったらおれたちもやりたいというようなことも言っているところがあります。ぜひ安曇野市という大きなところで無料にしたので、ぜひ山形村でも取り上げてもらいたいと思います。

それで、安曇野市なんかでは例えば、安曇野市に在住する場合に安曇野広域、松筑の広域環境施設で利用した場合は無料なのですが、例えば塩尻とか松本とか岡谷とかそういうところで利用してもやっぱり7,000円の負担はしているそうです。以上のことからぜひ前向きにお願いしたいということでこの質問は終わりにしたいと思います。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員、次に、質問事項3「公衆トイレ（役場東）の改修は」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、3つ目の質問をしたいと思います。公衆トイレ、特に役場の東なのですが、の改修はということで、日本一元気な村づくりを目指す山形村であります。観光客も観光協会や役場を訪れるが、そんな中トイレを利用する観光客も少なくありません。また、村の中でも畑やそれから仕事の帰りにたくさん利用される方がいます。

しかし、役場東のトイレはにおいやバリアフリーになっていないため大変利用しにくい施設となっています。それでも行ってみましたけれども、掃除は大変苦勞されて

いると思いますがきれいでした。清掃される方も一生懸命きれいにしようとしても限界があり、大変苦勞されています。高速道路などでトイレを利用しますが、きれいなトイレに入ると幸せな気分になるものです。

そこで質問します。公衆トイレ、全部と言いませんが、特に役場東の見直し、改修の予定はありますか。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、お答えします。「公衆トイレの改修」のご質問でございますが、議員が言われますように道路側から利用しようとする段階があり、障害をお持ちの方にとっては大変利用しにくいトイレだとは思っています。現在具体的な改修の予定はありませんが、いずれかの段階で改修が必要ではないかと考えております。

以上であります。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 特にこの春先のほこりの出るときなんかは、掃除される方が幾ら掃除してもなかなかきれいにならないという話で、また入られる方もとてもあそこへそういう時期になると入る気がしないという声も幾つか聞きました。特にさっきの高齢化の問題ではないのですが、もうバリアフリー化というのは常識的になっていると思います。高齢者の方も座れなかったり、また階段を上れなかったりというので、なかなかもう使えなくなっているのが現状だと思いますので、ぜひ早い時期の見直しをお願いしたいと思います。

それから、特に今ボランティアの方が週に何回か日を決めて掃除して非常にきれいに掃除していただいているのですが、特に雨の日とか雪の日とか、また梅雨どきとか春先のほこりの時期なんかは、やっぱり1人の人の掃除の力では本当に大変だと思うので、そういうときは複数にするとかそういう手段もとっていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

それから、先ほど将来村長、将来は見直しもと言われたのですが、では将来どのくらいに考える、いつごろを考えているのか、それからそうすると場所はどのようになるのか、いろいろあるのですが、そこら辺でこうお考えがありましたらお願いしたいということと、それからやっぱり初め言った日本一を目指すのだったら、やっぱり

足元のだれが来ても利用しやすい、もうトイレなんかは最低限のものだと思うのですが、それは近い将来ではなくて早急にやる問題だと思うのですが、そういうところでどうでしょうか。

○議長（上條光明君） 小野総務課長。

○総務課長（小野勝憲君） 役場の東側のトイレにつきましては、平成5年3月につくられた、あれ結構古い施設でございます。このトイレにつきましては、水色山路のまちづくりということでつくっておきまして、その中で国からの助成をいただきながらつくったトイレでございます。同時に案内板も設置してあるのですが、あの案内板もかなり古い状況になっているのは承知をしております。

言われたとおり週3回役場の方で賃金をお支払いしながら清掃をしていただいております。現状やはり道側からは使いにくい状況になっております。役場側の方からは一応スロープがあるのですが、やはりドアの面だとかそういった面では非常に使いにくいトイレであることは確かかなというふうに思います。

改修するか、もしくはあわせて増設するかということになるとは思いますが、その辺の選択肢を考えた中で、やはり今後考えていかなければいけないのですが、具体的に何年ということはまだちょっと今検討しておりませんので、いずれかの段階では必要になってきてくることは承知をしておりますので、そんなことでお願いしたいと思えます。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 山形も人口が本当に増えて、通る車も朝はもうラッシュになるくらいずっと通っています。そういう中でやっぱりあの山形村を訪れる方々もたくさんいると思いますので、先ほどから具体的にはなっていないと言うのですが、早急を考えていただいて、洋式のトイレ、バリアフリーでそこだけをつくるとか、いろんな考えはあるとは思うのですが、早急に対応していただきたいということで、これは要望で終わりにしたいと思います。

○議長（上條光明君） いいですか。大池俊子議員、次に、質問事項4「国民健康保険税、資産割税率の見直しを」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、最後4番目の質問をしたいと思います。

「国民健康保険税、資産割税率の見直しを」ということで、自営業の人も退職者も

皆入る国民健康保険、退職して収入がなくても失業者も払わなくてはならない保険税であります。命のとりでとなる国民健康保険です。村の滞納額に占める割合も大きいものがあります。村税の収入未済額は4,890万円余り、それから国民健康保険の収入未済額は6,808万円余りであります。

算出税額、所得割が7.1%、固定資産割が35%、均等割、平等割となっております。これは山形村ですが、他の市町村に比べて資産割率が特に高いです。資産割率は松本市がゼロ%、塩尻が9.1%で、この中で支援分と介護分を加えますと山形村では50%になります。塩尻市は15.1%です。

山形村においては農家も多く土地所有者も多い。高齢になり農業もできなくなっても払い続けなければいけません。また、土地を買い、山形へ家を建ててきた人にとってもこの固定資産割というのは非常に大きなものがあります。

そこで質問します。国保税において資産割税率の見直しをし、引き下げはできないでしょうか。なお、平成24年度より一般会計からのルール分以外の国保税への繰り入れは3,000万円ということで、高い国保税の助けでもあり、多いに評価しています。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（上條光明君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、ご質問にお答えします。

国民健康保険税の算定の中で資産割課税は全国の多くの自治体で行っています。山形村もその中に含まれます。山形村の国保税のうち医療費分で見ますと、議員のご質問のとおり資産割額の税率は35%で金額にして2,400円、11%を占めています。失礼しました。2,400万円で11%を占めています。

税率設定はそれぞれの市町村の国保会計における保険給付額などから決定しているものです。ご質問のように現在の社会情勢から見ると、資産割に対する税率は引き下げの方が望ましいという考え方があります。今後保険税率の見直しの際に、議員のご質問の内容を十分に踏まえ、国保運営協議会で検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（上條光明君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今見直しも考えて、前向きな方向で考えていただけるとい

とで非常にありがたいと思っています。税率を少し下げ、塩尻市なんかでもかけているのですが、山形村の場合はちょっと違う市町村に比べて極端に高い税率であると思えますので、しかしながらこの国民健康保険税の滞納が非常に増えてしまっているという中で、これだけをそっくり抜いてそのままというわけにいかないの、やっぱり税率も、違うところへの税率も変えながらやっていかないと大変なことになると思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、ここ何年か山形村へ入ってきた人たちがもともといた人たちの数ぐらい、だから半分以上はもう外からの移住者になってきていると思うのですが、そういう人たちにとってもこの土地からいろいろにかかる税率の35%、全部あわせて5割というのは非常に大きなものだと思いますので、ぜひ早急に見直しをしていただきたいと思いますが、最後に何かもし答えることがあればお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

○議長（上條光明君） 青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） 今、大池議員の方から早急にというご要望でございます。

平成24年度に国保税率の改定をさせていただきました。全体の税率の改定ですので、できれば特別変化がない限り2年ないし3年くらいは据え置きの期間を見ながらというつもりで実は運営協議会の方でも出ております。そんなわけで早急に例えば来年できるかどうかは別としましても、今そういうご意見を十分受けとめたいと思います。

なお、この資産割の税率だけにつきまして見ますと山形村も高い方ではありますが、同じ東筑の管内では山形よりも高く50%、あるいは49%、41%といったような数字が実は手元の方の資料でございます。塩尻市さんにおきましても、税率の改定でもう少し率が全体的に上がってくるのが来ているのか、大分そんな財政計画を立てているようでございます。そんな中で改めて国保運営協議会等に諮りまして、今後について対応したいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○1番（大池俊子君） いいです。

○議長（上條光明君） よろしいですか。以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（上條光明君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉議、散会といたします。

（午後 3時45分）